

平成14年9月6日(金曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市日夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成14年9月6日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月6日(金)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
8	行政政策について	木質系バイオマス(生物資源)発電事業について	9番 伊藤忠男	市長
9	都市宣言制定について	安心して住める美しい気品ある街づくり(環境、交通、防犯)について		市長
10	農業行政について	地域の特性を生かした農業の振興について 無登録農薬の販売問題について 耕作放棄地の対策について	3番 猪倉謙太郎	市長 農業委員会 会長
11	文化財の保護について	慈恩寺資料館建設について		教育委員長
12	介護保険の見直しについて	介護保険給付見込量と保険料について 介護報酬の見直しと利用料について 公的責任として取り組むべき諸課題について	16番 佐藤暘子	市長
13	公営住宅について	公営住宅への入居希望者が激増している。高齢者や低所得者向けの公営住宅建設又は民間アパートの借り上げ等による対応をすべきと思うがどうか		市長
14	私学助成制度の充実について	私学で学ぶ生徒達への授業料補助の額の引き上げと適用範囲の拡大をすべきと思うがどうか		教育委員長
15	市町村合併について	市町村合併に対する基本的考えについて 西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会の進捗状況について 市町村合併のメリット・デメリットについて	15番 伊藤 諭	市長
16	誘致企業対策について	(株)パックドールの会社更生法申請に至る経過について (株)パックドールの現状について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、一生住むなら寒河江だと、住んでよかったと誇りと自信を持っている多くの人たち、第 19 回全国都市緑化フェアの大成功を心から喜んでいる多くの市民、行政手腕高い佐藤市政を全面的に信頼している人たち、定例懇談会で今何をすべきかなどを御提言においてになる大勢の市民を代表し、通告番号 8 番、木質系バイオマス発電事業について、通告 9 番、安心して住める美しい気品ある街づくり(環境、交通、防犯)について、御提言、御質問を申し上げ、市長の御見解をお伺いいたします。

当市を大ざっぱに振り返ってみますと、情報に強いカラフルな都市寒河江のもと、高速交通網、情報時代を先見し、あくまでもさくらんぼにこだわり、情報発信基地としてチェリーランドを立ち上げ、日本一のさくらんぼの里寒河江を確立し、全国的に名をなさしめ、寒河江を理解せしめ、日本で初めての受注生産方式の工業団地造成、企業誘致が当市発展の礎を築かれたと理解しております。

平成 8 年からの第 4 次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江を都市像とし、花と緑・せせらぎで彩る寒河江をキャッチフレーズにグラウンドワークを中心に、全市民参加型のフラワーロードが認められ、平成 12 年 10 月、緑の都市賞として都市緑化基金賞受賞、平成 12 年 11 月、全国花のまちづくりコンクール市町村部門の最優秀賞として農林水産大臣賞受賞、平成 13 年 7 月、緑化推進貢献による内閣総理大臣表彰、そして 13 年 12 月には花と緑の都市づくり国際コンペティションにて、世界的コンペでの銀賞受賞。この輝かしい受賞は、市民、企業、行政が連携して実践したグラウンドワーク手法、フラワーロードや二ノ堰親水公園、手づくり都市公園、街路の花いっぱい運動などが高く評価された結果だと思っております。花と緑・せせらぎで彩る寒河江の総仕上げが第 19 回全国都市緑化フェアであったと思う一人であります。

駅前再開発だとは申せ、新たな寒河江の顔としてどこの自治体でもなし得なかった駅舎移転、新しい姥石踏切の完成、橋上駅舎、自由通路、駅前広場完成、そしてまたこれも日本で初めてという高速道路より緑化フェア会場、一般市道に直接アクセスできる臨時ゲート設置など、全国都市緑化フェアを大成功に導いた佐藤市長の行政手腕を高く評価すると同時に、市長の手足となって働いてくださった優秀な職員、スタッフの皆様から感謝と敬意を表するものであります。

そして、このたび都市計画課を都市計画課、花・緑・せせらぎ推進課と改める議案が上程されておりますが、緑化フェアのもたらした花と緑に対する意識の高揚をまちづくりに反映させ、活性化と美しい気品ある街づくりとの趣旨に賛同する一人ではありますが、私の持論であります行政、地方自治体を企業家的、事業家的発想で考えるとき、地方自治体、国、そして世界で今一番しなければならない緊急の課題は環境問題であり、CO₂ 吸収対策であります。そのために国の政策として都市緑化の推進、植栽が大きく掲げられている今日、花と緑・せせらぎ推進課ではなく、大きく環境課の発想でもよかったのではないかと感じているところであります。

今まさに人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題、すなわち地球温暖化であります。人類の活動によって排出される温室効果ガスの増加と、二酸化炭素いわゆる CO₂ の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、21 世紀末までに 1990 年と比べて地球の平均温度は最大 5.8 度 C、平均海面水位は 88 センチそれぞれ上昇、豪雨や渇水が予想されております。今世界的に起きている大洪水、そして大干ばつ、豪雨による被害は過去では考えられない大規模で起きております。欧州、中国、ロシア、韓国、これらすべて地球温暖化によると言われております。

大雨、洪水による死者や避難民の規模は日本では到底考えられない数であります。降水量を見ても、

平年降水量比ではブルガリアが 520%、チェコ 450%、ドイツ 760%、イタリア 620%、ハンガリー 450%、ポーランド 510%、オーストリア 800%、被害総額日本円で 2 兆 8,000 億円、被災者 400 万人、中国での被災者 500 万人と言われております。

一方で大雨で困り果てているのに、一方では水不足で困り果てております。世界水会議によりますと、2025 年には世界人口の 4 割が深刻な水不足に直面し、21 世紀の紛争は水にて起こるとさえ言われております。水に関し日本も世界の中で大きな問題となっております。今、日本における水の年間使用量は 890 億立方メートル、それに加え海外より輸入している肉や小麦などの食料品、畜産栽培に使用する間接的水の消費量は 1,035 億立方メートルで、日本人が生きていくために使用している水は、国内より海外の水の方が多いという実態であります。

世界的に見ると、石油より水の方を戦略物資と考えている国の方が多いという現実であります。日本の会社も水輸送にて貢献を図ると同時に、間接的水消費、輸入先分散を図り、将来起こり得る紛争リスクを回避する政策をとっていることは皆様も御存じのとおりであります。

地球温暖化により深刻化する問題を国際社会で解決を図るため、温室効果ガスの削減を先進国の法的義務として規定したのが、いわゆる京都議定書であります。内容を要約しますと、1990 年における CO₂ 排出量は約 10 億 5,300 万トン CO₂ であり、2010 年における CO₂ 排出予想数量は約 11 億 2,600 万トン CO₂ であります。その増加分約 7,300 万トン CO₂ を世界各国で割り当て分担をし、温室効果ガスの削減を図ろうとするものであります。削減分担は日本が 6%、EU15 力国で 8%、米国が 7% などとなっております。8 月 14 日現在、批准締結は日本は 6 月 4 日、EU は 5 月 31 日で、79 力国締結しており、目標締結国数 55 力国をオーバーしているが、アメリカ、オーストラリア、カナダなどは締結しないと聞いております。

締結した日本の現況を見ると、1990 年の基準値より 1999 年では逆に 6.9% 増加しており、日本の 6% 削減の約束を達成するには、約 13% 相当分の追加的排出削減が必要な状況下に置かれております。

日本の排出される温室効果ガスの発生原因の 90% がエネルギー起源 CO₂ であり、この 90% の原因の解消を図ることこそ解決の道として打ち出された政策が新エネルギー対策であります。その主なるものは、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、廃棄物発電、燃料電池、そしてバイオマス発電、バイオマス熱利用であります。

バイオマスとは、木材やふん尿、繊維くずや紙くずなど、生物によってつくられた有機物資源で、もとを正せば植物が大気中の二酸化炭素すなわち CO₂ を取り込んで生産したものであるため、エネルギー源として燃やすなど消費しても、大気中の CO₂ 濃度を高めないという特徴があると同時に、地球上のバイオマスの年間生産量は、人類が 1 年間に消費する全エネルギーの約 10 倍に達すると見られ、新エネルギーの有望株として注目されているものであります。

南太平洋の島国ツバルは、地球温暖化による海面上昇により全国民 1 万 1,000 人を移住させる準備が始まったとの 8 月 6 日の新聞記事、ツバル政府のコロア・タラケ首相の言葉、「我々は先進国に温暖化対策を要求してきたが、だがアメリカやオーストラリアは京都議定書を批准しようとしません。多国籍企業が利潤を追求している陰で、我々は犠牲になっている。自分の国が海に沈んでなくなるのです」の言葉であります。

私は、端的に言って、環境に配慮しない企業、自治体といえども存在価値のない時代に入ったと理解しております。企業経営の中で環境対策費のために利益も計上できないばかりか赤字計上している企業の実態であります。そんな状況下の中でも、環境コミュニケーションの重要な手段の一つである環境報告書を発行する企業、団体が増加の一方であり、環境問題を考えないと生きていけない世相を示していると判断しております。1999 年度で 270 社が 2001 年度では 579 社と 2.14 倍の増加であります。この背景は、国民の環境意識の高揚であり、京都議定書の理解と締結だと思っております。緑化フェアの来場者の多さなどもこの世相のあらわれかと判断しております。

法の施行を見れば、2000 年には循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、

食品リサイクル法、2001年にはグリーン購入法、2002年には建設リサイクル法と次々と打ち出される法律に対応するには多額のコスト負担があるが、社会的責任、社会的責任投資時代であり、環境情報は企業IR、地方自治体IR時代であると理解しております。

京都メカニズムと言われる温室効果ガスの排出削減を達成するため、市場原理に基づき、株式と同様に売買がイギリスを中心にして行われているが、膨大な取引が予想され、アメリカも参加したがっているが、批准していないがため参加できず大きな問題となっております。

また、日本では、北海道の北東部にある下川町は町営林が4,300ヘクタールあり、50年の人工林の場合、1本当たり年間CO₂吸収量は平均14キロと環境省と林野庁で試算しております。これに基づき計算すると、下川町では4万5,000トンCO₂を吸収していることになり、省エネ活動によるCO₂1キロの削減量を1気候ポイントとして、1ポイント50円として買い上げ案があるが、これにより計算すると22億5,000万円で売れることになり、町の活性化と森林対策費として海外で売却したいとの検討で、大きな問題となっております。

環境省では、2003年度概算要求で3,045億円、バイオマスエネルギー補助金やNPOによる排出削減したCO₂を1キロ当たり50円で買い上げる制度を創設、2億円の要求など、CO₂削減が具体的に動いているなど実感しております。

地球温暖化対策工程表などを見ると、日本に存在するあらゆる業種、あらゆる自治体、全国民一人ひとりの目標が第1ステップ2002年から2004年、第2ステップ2005年から2007年、第3ステップ2008年から2012年と具体的に明記されております。

国民の一人として要望されている一例を挙げると、家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割削減することにより、削減した効果は341万トンから467万トンCO₂の削減を図ると出ております。また、テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らすことにより、19万トンから35万トンCO₂の削減を図るべく計画されております。シャワーを1日1分家族全員が減らすと、93万トンCO₂の削減ができるなど等、いずれにしても個人も地方自治体もしなければならぬとの発想で考えるなら、寒河江市の立地条件を考えると、山形県の中心地にあり、県内どこの地域からも交通アクセスは最高であります。

山形県は四方すべて山であります。山といえば森林であり、間伐材や端材の宝庫であります。田園、寒河江川、最上川といえば雑草の宝庫であります。果樹といえば剪定による枝材の宝庫であります。西郡だけで剪定の枝材だけで年間6,000トンと言われております。先ほども述べたとおり、木はCO₂を吸収して成長するものであり、燃やしても大気中のCO₂濃度を高めないという特徴を持っており、これを活用しない手はないと思うところであります。

今、寒河江川や最上川で盛んに雑草刈りを行っているが、国土交通省では河川敷などで除草作業で発生した刈り草を天日干しし、その刈り草を開発した装置に投入すると、圧縮して10分で直径2.5センチ、長さ20センチの円筒状の固形化燃料ができるとの記事、自動車に開発装置を備えつけるだけでどこにでも移動できるすぐれ物であります。

当市での田畑、果樹園等を考えるとき、刈り草は膨大な数量が推定されます。草もCO₂を吸収しての成長であります。廃棄物処理法が昨年改正され、野焼きが禁止され市民が困っているのは目に見えております。環境を最重点に考える地方自治体こそ、発展できるし生き残れる地方自治体だと思うところであります。

国が新エネルギー政策として、必要欠くべからざるの資源として2002年1月25日公布施行されたバイオマスエネルギーこそ、今後の日本を救う事業であると確信すると同時に、バイオマスの中でも燃やしても大気中のCO₂濃度を高めない木と草を原料とした木質系バイオマス発電を行うことこそ、当市の使命であり、全市民がもろ手を挙げて賛同してくれるものと信じております。

本格的木質バイオマス発電は、日本で初めての事業であり何かと大変な一面もあるかと存じますが、全世界

のため、日本のため立地条件の整っている寒河江市が行うべきと思うし、行政手腕の高い佐藤市長であり、優秀な職員も多い寒河江市であります。民間企業であれ地方自治体であれ、国の補助制度も予算化されていると聞いております。万難を排して具現化を図るべきと思うが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号9番、安心して住める美しい気品ある街づくり（環境、交通、防犯）についてお伺いいたします。

全国都市緑化フェア、73万人の来場者、皆さんから大変喜んでもらえたとし、褒めそやされたし、またいろいろなことを教えられました。

「ボランティア大変御苦労さまです。何をなされている方ですか」「市議員をしております」「素晴らしい会場ですね。心がいやされます。来て本当によかったと思っております。寒河江の街に入ったとき、山並み、田園、緑と花、きれいな街と思うと同時に、空気がおいしいと感じました。こんな素敵な街に住んでみたいとみんなでお話をしておったところですよ。ところで、普通街に入ると、何々の街という宣言文句とかの看板がありますが、私たち見落としたのか知りませんが、何もなかったように思いますが」「花と緑・せせらぎの都市です。環境美化の街です」と答えたのはよかったのですが、「看板気がついた」「いや、なかったね」との仲間の話、市議会議員として全くわからなかったし、穴があったら入りたいという言葉の意味が初めて理解できたような心境でありました。

「これからは何がよいでしょうか」と逆に尋ねたら、「私はイオンの街」「空気のおいしい街」「寒河江さんの一番美しいのはいつですか」「四季の特徴は皆ありますが、春ですね。花と緑、山々の残雪、これは素晴らしいものです。ぜひ見にきてください」「じゃ、私は四季の里寒河江。横浜、川崎、東京の方のグループの人たちでありました。

見回りボランティアで何回かこんな会話ががありました。考えてみると市民は理解しているが、市外、県外の方はわからないわけだから、会社の経営をしている一人として、会社の経営方針と具体的目標がないと同じであり、反省を強くしたところでもあります。

と同時に、112号バイパスと天童街道の交差点、北進の数百メートルをばい捨てたばこ、缶類、瓶類、雑草を清掃してくれている人を見かけます。素晴らしいことだなと尋ねたら、東邦ボデー株式会社の現場の皆さん11名で、月曜日と水曜日、通常出勤時間8時半のところ、7時45分に出社して清掃しているとのこと。心から感謝と敬意を表すと同時に、社長さんを初め従業員の方も素晴らしい人間であると思うと同時に、仕事も立派に仕上げてくれるだろうし、安心して仕事を依頼されると思う一人であります。花の手入れや雑草取りはまずとして、たばこ、缶類などを拾っているのを見るにつけ、寒河江市民とは思わないが、モラルの欠如をどうするかだと思うところでもあります。

お聞きするところによりますと、交通安全協会、交通安全母の会、防犯協会などの皆さんも、条例でもあれば市民一人ひとりが交通防犯問題をみずからの問題としてとらえるとともに、自分たちの街は自分たちで守るという心情が一層推進されるのですが、などの意見が聞かれるところでもあります。ことしに入り、寒河江署管内での交通事故は4件発生しております。すべて寒河江市での発生であります。

また、寒河江警察署管内、犯罪発生状況をことし1月から7月まで見てみますと、全刑法犯では427件、うち寒河江市が295件で69.1%の高い率であります。このうち窃盗に至っては254件の86.1%であります。さらに身近な犯罪、自転車盗難は120件で86.9%、車上ねらい41件は60%、自動販売機荒らしは13件で59.9%で、安全・安心の街とは言えない状況と思うところでもあります。

行政の最終評価は定住人口増加、流動人口増加、健全財政であり、安心・安全で暮らせる街であると思えます。当市では新たに交通安全条例をつくるより、他市町村でもほとんど制定されていない交通安全対策、生活安全対策、環境問題対策、少年対策も含めた生活安全条例、あるいは地域一体化を図る地域安全条例を制定すべきと思うところでもあります。

もう1点は、隣接市町、国道・県道、行政区域境界に都市宣言とその看板を設置すべきと思うところであり
ます。例えば、「安心・安全宣言のまち寒河江」「イオンのまち寒河江」「環境美化のまち寒河江」など、条例
制定、都市宣言制定、看板活用を図るべきと思うが、市長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず木質系バイオマス発電事業についてでございます。

御指摘もございましたが、経済産業省によれば、資源の乏しい我が国はエネルギー総供給の約 8 割を海外に、また 5 割を石油に依存している一方、今後アジア諸国を中心とするエネルギー需要の大幅な増加が予想され、石油の中長期的な安定供給が懸念されております。また、1997 年 12 月、京都で開催されました気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議における合意によりまして、我が国は 2008 年から 2012 年の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を 1990 年比 6 %削減することが国際的な責務とされております。

このような中、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応の観点から、資源制約が少なく環境特性のよいクリーンなエネルギーである新エネルギーの一層の導入促進が必要であるとしております。これまで新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく政令におきまして、新エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、そして廃棄物発電等でありましたが、平成 14 年 1 月に政令改正によりましてバイオマス発電、バイオマス熱利用が新たに追加されておるところでございます。

また、ことしの 7 月に農林水産省は、バイオマス・ニッポン総合戦略の骨子を定めております。それによりますと、農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスを、エネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会、バイオマス・ニッポンを実現することとしております。その背景には、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村に豊富に存在するバイオマスの利活用、そして競争力ある新たな戦略的産業の育成があるようであります。

バイオマスの中の木質系バイオマスについては、工場等の熱源としての利用や、家庭や公共施設等でのエネルギー利用を推進するとしております。国においては、来年度から生ごみや木くずなどのバイオマス、いわゆる生物資源を有効利用するための支援事業に乗り出すことを検討しているようでございます。御案内のとおりかと思います。

また、環境省におきましては、バイオマス発電の補助制度を新設、農林水産省は食品廃棄物の肥料化などを推進するための予算要求をし、化石燃料の消費を減らし、地球温暖化対策に一役を担おうとしております。

御質問の木質系バイオマス発電を、民間企業であれ地方自治体であれ寒河江市が行うべきだと思うということでございますが、今申し上げましたように国においては、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の政令において、平成 14 年 1 月にバイオマス発電が追加されたばかりでございます。また、農林水産省においてもバイオマス・ニッポン総合戦略骨子をこの 7 月に確定されたばかりでございます。今述べたとおりでございます。

その骨子の中で問題点としては、第 1 点はバイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながった全体としての循環システムを構築することが重要である。システム全体の物質エネルギー収支というものを考慮するなど、システム全体を考えた設計が十分でないことから、循環的利活用が困難とされております。

第 2 点としましては、国民各層のバイオマス利活用に関する共通認識の欠如を挙げております。このような状況の中、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化とは申しましても、バイオマス木質系発電の設立に取り組むには十分な調査、研究、検討が必要であるとともに、今後における国、県の動向を踏まえながら、バイオマス利活用に対する市民の理解の醸成に努め、市民の合意の形成というのがまず必要であろうと、このように考えているところでございます。

次に、美しい気品のある街づくりに、環境・交通・防犯面での条例あるいは都市宣言の制定、そしてまた看

板の設置というような御提案でございます。

やまがた花咲かフェア '02 の成功の大きな要因の一つとして、行政はもとより市民、市民団体、企業等が一体となってまちづくりのために努力を重ねてきたことが挙げられると思います。これは本市が進めておりますところの花と緑・せせらぎで彩る都市づくりが市民の意識の中に定着し、あわせて企業、団体等が市民とともにまちづくりに参画できる態勢を整えてきたことが根底にあると思っております。

また、さくらんぼにこだわったまちづくりを市民とともに進めてきたことによりまして、日本一さくらんぼの里寒河江のイメージが全国に発信され、広く認められてきたこと等もこれもあるわけでございます。これも行政、市民、企業等が一体となって行ってきた活動の成果であると思っております。

このようにまちづくりには市民、関係機関、団体等が緊密に連携して活動を展開することが欠かせない基本であると思っております。安心して住める環境をつくる活動の一つとしての交通安全に関しましても、市民、関係機関、団体等と連携を密にしながら、通学時間帯の交通安全街頭指導、高齢者に対する交通安全教室、中学生に対する夜光反射材着用運動、交通安全市民大会など、数多くの事業や運動を展開しながら交通事故防止を図っているところでございます。

また、防犯につきましても、地区防犯協会と連携をとりながら、巡回防犯パトロールなどを推進し、地区民と一体となって犯罪の未然防止に取り組んでいるところでございます。

美しい環境をつくる活動といたしましては、御案内のようにフラワーロードや主要道路、公園への植花、グラウンドワークによる公園づくりなど、市民、各種団体、企業等が一体となって美しいまちづくりを進めてきております。また、住みよいまちにするために、市民一斉クリーン作戦、河川清掃、フラワーロードグリーン作戦や、地域や町内会などにおける毎月の清掃活動、団体やグループ、企業などによる環境美化ボランティア活動も活発に行われるなど、住みよいまちづくりに大きな力となっております。

まちづくりは市民と一丸となって進めるものでございまして、これまでのまちづくりによる日本一のさくらんぼの里、花・緑・せせらぎで彩る都市としての明るい美しいさわやかで清潔なイメージが定着しているところだと思っております。

キャッチフレーズあるいはスローガンというものは、まちづくりそのものを象徴するものであり、まちの姿が映し出されているもの、まちづくりに生きているものであろうと思っております。今申し上げましたように、環境・交通・防犯等に関しましても、市民とともに安全で安心できる住みよいまちづくりのために運動を継続的に展開しておるところでございます。

これらのことについて条例制定や宣言を行うことについては、交通事故や犯罪が多い街から抜け出そうとする、マイナスのイメージに受け取られかねない懸念が生じることから、条例制定や新たな都市宣言を行わず、これまでのまちづくりと同様に行政と市民が一体となった活動や市民運動を継続的に進めていく中で、これまで以上に安心して住める美しい心安らぐまちをつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 回答ありがとうございました。

バイオマス発電については、ことしの 1 月に法が施行されただけでありますので、今後の問題だろうなというように思っておりますし、これからいろいろ寒河江市の立地条件等を考慮すれば、当然として民間企業が出てくるだろうなというふうに予測されます。先ほども 1 問に述べましたとおり、これからは環境を問題視しない企業、ないしは自治体といえども生き残れないだろうというふうにとらえておりますので、一層の御支援をお願いしたいなというふうに思っています。

市長の今回の市長車もハイブリッド車のようですけれども、今国際的ないわゆる貨物輸送、船の輸送の場合は、もうエンジンだけでなく帆を立てて燃料を 2 割削減しているとか、あるいは今反面、先ほども申しましたが、日本に水輸送の依頼が来た。ところが、何百万トンという水が常時必要だと。船で運ぶにすれば船をつくるに余りにも時間がかかる。何かないかということで日本に依頼が来て、名前は申し上げられませんが、ある会社で特殊な紙で 1 個 20 トンの水が入る紙袋をつくった。それを船で引いて行って、ですから簡単に言えば船のタンカーの大きさなんか関係ないわけですね。幾らでも運んで行けるわけです。その紙に水を入れて運んでいる。そしてまた、帰りは紙袋ですから、軽いしたためば何度でもできるということで、先ほど申し上げたとおり今、日本は水で貢献を図っているというのはそういう意味なんですね。そんな形で日本の技術もまたすばらしいものだなというふうに関心しているところであります。

これから、市長も今おっしゃっておったようですが、公共施設あるいは市庁舎とか病院とか、そういうものは新エネルギーを使わなければならない時代に間もなく入ってくるだろうなというふうに思いますし、寒河江市を考えてみますと、農業用資材、今問題になっているわけですが、使用済みプラスチックで 12 年度で捨てたのが 169 トンと聞いております。バイオマス発電と同時に、それから進んでいけば、そういう問題も発電として使えるような技術は、日本にもうできているというふうに思っています。この問題、民間会社等が来ましたら、ぜひ行政として御支援くださるようお願いしておきます。

これはちょっと無理だなというふうに思いますが、要望をひとつバイオマス発電関連でお願いしておきます。

寒河江市の全体の面積が 139.08 キロ平米です。田畑が 35.5 キロ平米、それと宅地・雑種地が 10.4 キロ平米、そして山林・原野その他が 93.08 キロ平米なんだそうです。そうすると、花と緑もやっているわけですし、約 7 割が CO₂ を吸収しているというふうに見られると思います。そういう面から見ると、温室効果ガスの削減に寄与している寒河江市だなというふうに判断できるなと思っています。

このたびまた都市緑化フェアで 800 種類の 50 万本花を植えたというふうに聞いております。その場合に環境問題の CO₂ をどの程度吸収しているのか、回答は出ないと思いますけれども、花と緑・せせらぎの推進課とありますので、今後の参考のために当然これは調べなければならない時代は間もなくだと思っておりますので、これをひとつどの程度になるのか調査して下さるようお願いしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、50 年の木で北海道の環境省とか林野庁で調べたのが大体 14 キロだというふうになってますので、そういう面からいきますと、これだけ寒河江市は道路を利用してフラワーロードで花を植栽しているわけですから、そういう面での効果というのはあるのではないかなというふうに思っております。

それから、条例制定についてですけれども、条例もつくらない、環境宣言もしない、これは経営の考え方の相違だなというふうに思います。といいますのは、私は自治体といえども経営時代だというふうにとらえております。経営するとしたら、今自分の寒河江市は何を基準にしてやっているんだと、いわゆる地方自治体の IR 時代だと思えます。

今寒河江市は幸いに金融機関から金をまだ貸してもらえますと思っておりますけれども、よその自治体では自治体の IR、いわゆる私の自治体は財政上はこうです、将来これをどうやっていきますと、それから環境にはどうや

って配慮しますという、いわゆる経営方針がない先には金が貸せない。金利差が出ている、いわゆる I R を出してないところには金利は高くもらいますよ、そういう時代だというふうに思います。

住民あるいは我々市民が寒河江は花と緑・せせらぎの都市だよと、環境美化の街ですよといっても、対外的にはわからないと思うんですよ。そういうふうに、自分の街だけでとらえることなく、自分の街はこうだよと対外に宣伝しなければならない時代だというふうに思っています。

ですから、確かに寒河江市の場合を見てみますと、交通安全条例はやっていません。やっていないのは、山形県 44 市町村のうち、寒河江市と西川町と河北町と長井市、白鷹町です。私は交通安全条例は要らないのではないのかなというふうにとらえています。それよりも、今各自治体で問題になってきているのは、先ほども申し上げたとおり、交通安全だけとらえるのではなくて、すべてを含めたものが必要だろう。

それは何かといたら、生活が安心して住める街だと。そういう面で交通安全も含め、生活安全対策も含め、環境・少年対策も含め、生活安全条例などが必要なのではないか。これは、山形県もまだ始まったばかりのようです。でも、調べてみますと、含めてひっくるめてやっているのが舟形町と長井市がなされておるようです。先ほど申し上げたとおり、長井市も交通安全条例はありません。そういう時代でなくて、すべてを含めたものの方がいいということで、生活安全条例をつくっているようであります。

私は、条例が必要なことは必要でしょうけれども、それよりもこの間緑化フェアで言われた言葉がどうしてもひっかかります。あなたの街は何を目的にやっている街なんですかという宣言すらない。看板一つさえない。これでは私は今の時代に合わないのではないのかなと。私の街は何を大切にやっていくんですよと、市外、県外の方が来たときに。必ず旅行しますと、県境に入りますと、あるいは市町村の行政区域が変わりますと、看板を見るわけですね。ああこの街はこういうことを大切にやっているんだな、私はそれで効果があるなと思っています。

例えば、生活安全条例、生活安全の宣言の街だと書いただけで、あるいはぼい捨てなんかやめるかもしれません。あるいは泥棒が来ないかもしれません。現実として、このデータによりますと、1月から7月までのたった何カ月間で 427 件犯罪が起きていて、そのうち寒河江市が大きいからでしょうけれども 80% を超す。これは私は問題だなあとと思っています。その割にこの比率から見ていきますと、小さいのが自販機荒らしが少ないんですね、寒河江の場合。やっぱり街ですと人がいっぱいいるからできないんだろうなと。郊外、いわゆる西川町とか、大江町とかあるいは宮宿の方はそれが多くなってきているということを見ますと、やっぱり寒河江市も相当の都市化になっているなというふうに思います。

いずれにしても私は、せめて宣言くらいはしなければならぬ時期だととらえておりますし、そうするのがこれからの自治体の使命でもあるというふうに思っています。でないと、今の世の中の動きのこの自治体 I R などに乗っていけなくなるのでないかなというふうに心配しております。

それと同時にもう 1 点が、全国的に工業団地の企業進出が全くなっているといいますが、非常に少なくなっている。もちろん海外移転が多いためなんでしょうけれども、その中で地方自治体の工業団地の誘致できる条件、それは環境に配慮した自治体、それともう 1 点が知的、いわゆる大学等の提携がなければやはり企業進出はあり得ないだろうというふうなとらえ方をしているようですし、それが現実だろうと思います。そういう面からいきますと、いずれにしても私の提言していることが必要なのではないかなと思いますけれども、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、かなり寒河江は花・緑の植栽に努力したわけでございますし、また緑化フェア会場におきましても、新しいところの公園あるいは立木、花というものがますますふえたものにしてまいりたいと思っておるわけでございまして、そんな中でどの程度CO₂を吸収できるようになったのかというような御指摘で、調査してということでございますが、非常に専門的になろうかなと思いますけれども、できるかどうかですけれども、そういう調査機関があるならば考えてみたいと思っております。

それから、条例と宣言、看板の問題でございまして、私はなるべくならば条例というのは少ない方が本当はいいと思うんです。昔から法三章と言われておりまして、なるべく少ない中で、そして市民の幸せが守られていくと。条例の中には必ず、ただ宣言した条例というものと、あるいは市民に規制を加えるというものとがあるわけでございますから、できるならばまず少なくして、市民に規制する、あるいは罰則などを考えないで市民の自覚に基づくというものがいいのではないかなと思って、できるだけ私は少ない方がいいのではないかなと。これは物によっては当然つくらなければなりませんけれども、そんな考えをまず持つておるということをお願いしたいと思います。

そういうことの中で、交通安全条例というようなものもまだつくっていないのが県内であるようでございまして、寒河江市でもつくっていないわけでございますけれども、余りにも規制、規制、法の網、条例のネットをかぶせるというだけが必ずしも、つくっただけでそれで終わりという、それで安心しているというよりも、もっともっと市民の中での盛り上がるよりのまちづくりに対する活動というものが、私はそちらの方を大切にまいりたいと、このように思っております。

それから、宣言とか看板のことでございましてけれども、寒河江が標榜しておるところのことが市外、県外から来た方からわからないよくだということでございますけれども、私は寒河江の会場以外のところ、どこを見ても花が植えられておるし、そしてほい捨てなども少ないというようなことを見ましたならば、やっぱりこの寒河江の市民の方というのは、非常にまちを美しく住みよい潤いのあるものにして、みんな努力しているんだなというようなことが、そのものの姿を見ておわかりになっていただけるのではないかと。私は看板があるなしというものじゃないんじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

また、その看板でございましてけれども、現在県の屋外広告物条例というのがございましてことは御案内と思っておりますけれども、非常に規制されております。やはり看板、屋外広告というものを規制して、そして街並みをきれいにし、自然景観を壊さないというのが県の考えでもあり、またこれが世の流れだろうと思っております。

それから、そんな中で、私はできるならばそういうものがなくともできるようにまいりたいと思っております。さらにまた、逆に先ほどの1問でも答弁申し上げましたけれども、暴力のないまちとか犯罪の少ないまちとか、そんな直接的な表現にいたしましても、それがわかるような表現ということになりますと、それを看板にするということにしますと、広告塔にしますと、何か私は逆イメージになるのじゃなからうかなと。

これは、ここには青少年問題が大きな問題になっているとか、あるいは犯罪があるからどうか、交通事故が多いからこれは宣言したんだなというようなことになりかねないかと、逆にイメージを悪くしておるのじゃないかなというような気もして、あえてそういうものをつくらない方が、かえって見てもらっていいまち、きれいなまちと、花と緑・せせらぎのまちというようなことも、これも看板は特に掲げておりません。掲げてあるのは庁舎前だけでございまして、あとはありません。そんなことで、なるべくならば広告、看板というものを少なくして、そしてすっきりしたところのまちというものの姿そのもので、寒河江市のまちづくり、あるいはまちの姿、あるいは寒河江に住んでいる人々の気持ちというのが伝わるようなものであれば、私はかえっていいのじゃないかなと、こんなことを考えておるところでございます。

そして、最後に企業進出の環境の問題とか、あるいは大学の研究機関というものがあればいいというようなお話でございますけれども、やっぱりそのとおりだと私も思いますが、そういう中で非常に環境に考慮してくださるところの企業がふえてきておるわけでございますし、この寒河江の環境のよさにほれ込んで来てくださる企業もいらっしゃっておるわけございまして、今議会におきまして表彰条例に基づくところの表彰をすることになりました企業におきましても、積極的に樹木の植栽に取り組んでおられ、また寒河江市で頑張っていたきたいというような御寄贈のお気持ちもいただいたわけございまして、本当に企業も頑張っていらっしゃるんだろうと私は思っております。これからもそういう企業にたくさん来ていただきたいものだと思っておりますのでございます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 ありがとうございます。

何を言っても執行権は市長にあるわけですから、私はすべきだと思っているし、市長はしないと言えばそのままなんです。

私もこの前、東京とか横浜の女性の方だったんですけども、「イオンのまち」というのに非常にほれました。条例をつくるつくらないは別なんです、せめて寒河江市の、例えば山形から来たとき最上川を渡るときに、寒河江市の「イオンのまち寒河江」というのもあれば、非常に心が安らぐのではないかなというふうに思います。この間の皆さん喜んでくださったのに、最上川の効果というのが非常にあったなというふうに私もとらえております。そんな形で、あくまでも市長にあるわけですから、せめて看板だけでもお願いしたいと要望しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 清議長 伊藤議員に申し上げます。

今、一般質問の中で要望という字句の発言がありました、趣旨からして要望発言は自粛願いたいというふうに思いますので、お願いします。

猪倉謙太郎議員の質問

佐藤 清議長 次に、通告番号 10 番、11 番について、3 番猪倉謙太郎議員。

〔3 番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 私は緑政会の一員として、10 番、11 番に通告してある点について質問させていただきます。私はだれにでもわかりやすい行政を望む観点から、簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、質問に先立ちまして、第 19 回全国都市緑化フェア開催が大成功に終了されましたこと、市長並びに職員の方々、ボランティア、関係者の皆さん、そして全市民の皆さんの力の結集に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

このたびの会場で得た感動、発見、そしてこの学習成果を身近なところで生かし、緑豊かな潤いのあるまちづくりに大きなステップとして、フェアを通して培った精神と自信を新しいまちづくりに生かし、ポスト緑化フェアに新たな決意をいたした次第であります。

早速質問に入りますが、地域の特性を生かした農業の振興についてお伺いをいたします。

農水省では、耕作放棄などがふえている農山村地域の農地保全や秩序ある開発を進めるために、各市町村が条例を制定し、地域の特性に応じた土地利用ができるように法整備をする方針を固め、来年度の法制化に向けて準備を行っております。条例で定める地域が法整備後の条件を満たせば、農地法や農振法の規制を緩和し、適用を除外する方向にあります。農業を保護するために、戦後一貫して国が一律に規制してきた農地法などに基づく土地政策の大きな転換を図ろうとしているわけであります。

これにより市町村は、独自の判断で地域の实情に応じた農地利用も可能となり、法制定後の土地利用については住民参加による土地利用計画の策定も可能になるわけであります。区域を指定しながら農地の保全区域は、農家同士または農家と市町村が農地保全協定を締結するなどして、農地法の転用や権利の移動、農振法の開発行為の規制を外し、荒廃農地の集約を図りながら、農地の再利用等、市町村が設定することが容易になるわけでありますので、農業区域や田畑つきの住宅建設区域、里山を含めた森林管理区域、景観形成を図りながら、花木の里区域なども想定し、市町村において市民の意見を十分に取り入れながら利用計画を立てることができるになれば、魅力ある農山村の再生や維持が図られるのではないかと。本市として地域の特性を生かした農業振興策を、新たな視点に立って見直し検討が必要と思うが、市長の御見解を承ります。

次に、無登録農薬の販売問題についてお伺いをいたします。

発がん性の疑いが指摘されている農薬ダイホルタン、プリクトランが県内で幅広く流通していた問題で、県の対応が後手後手に回っていること、関係機関が適切な対応をしていないこと、特に食品にまつわる疑惑、不正が相次ぎ、食に対する不信感が極めて高まっている中での事件であり、無登録農薬の危険性を認識していながらにして使用した生産者もあり、県や農業団体の指導体制の問題点も指摘をされております。県内外の主な市場開設者や卸売業者、量販店に対し、早期発見ができなかったことを謝罪する知事名の文書を送付し、対策に乗り出した旨 8 月 27 日に報道されております。

ラ・フランス、リンゴの生産農家全戸に対し、出荷前の農薬残留検査の実施を徹底し、すべての果樹で無登録農薬を使用していないことを明確にして出荷すること、出荷する生産物に対し、無登録農薬は一切使用していないことの誓約書の提出を求め、万一農薬残留が判定され出荷停止、回収処分などの措置が生じた場合、一切の責任を負うことを義務づけ、万全の態勢で安全性を確保する姿勢を明確にして、消費者の理解を求めていく考えが確認されておるわけですが、全農家に出荷前の残留農薬の分析を行い、安全証明をする、そして園地からサンプルを無作為抽出し、万が一残留が明らかになった場合、出荷の停止、廃棄処分という厳しい内容と

なるわけでありませう。

ごく一部の不心得者のために消費者の不信を招き、残留農薬検査まで強いられるまじめな生産者の怒りは、いら立ちは相当なものであります。安全証明のために費やす費用は膨大なものであり、検査することで特付付加価値がつくわけでもないわけでありませうし、使用基準を守っている生産者にとって、極めて苦々しく腹立たしい限りであります。しかし、産地全体が疑われないために、また消費者に不安を与えないように、安全で安心できる産地であることを改めて示して、信頼を揺るぎないものとする必要があります。

寒河江・西村山においても、既に行政と農協代表により8月26日にさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部を設置し、ラ・フランス、リンゴを出荷する管内全農家に対する自主検査の徹底を図り、安全性の確認を早急に進める方針が確認をされ、対象になる生産者は1市4町の全農家で1,656人の組合員であるわけですが、なお組合員以外の農家も含めて検査を進める方針であります。ただし、検査料1万数千円は農家の個人負担とする。その結果を踏まえて安全を保証する表示をすることも確認をされております。

発がん性の疑いのあるこのダイホルタン、殺菌剤であります。平成元年から発売禁止になり、平成8年以降農産物から検出されてはならないものであり、プリクトラン、これは殺ダニ剤でありまして、昭和62年から発売禁止になり、平成6年以降農産物から検出されてはならなかったものであります。使用禁止された農薬が国内の不心得な農薬取扱会社が、中国、台湾などから輸入し、23都道府県、54社に対して販売され使用されたことが現在大きな社会問題となっており、厳しく農産物の安全性が問われておる状況にあることは、今まで申し上げてきたとおりであります。

本市もさくらんぼを初めとする果樹の主産地であり、リンゴ、ラ・フランスの収穫を間近にしてまことに憂慮すべき事態であり、今後消費者並びに消費地に対し、信頼回復を図るために早急に具体策を講じることが肝要であります。

本件問題が起きた以降、市としての対応、対策、経過についてお尋ねをいたします。

次に、その概要と実態についてお伺いをします。一つは、本市の果樹生産品目の中で、リンゴ、ラ・フランス、さくらんぼの実態をお尋ねをいたします。生産農家数、栽培面積、収穫量、生産額等についてであります。

二つは、無登録農薬の使用実態調査の結果であります。また、調査の進捗状況についてであります。

三つ目は、不幸にも使用された、使用が確認された農家があれば、その数と本年度の予想収穫量と生産額についてであります。

四番目は、ほかにハウスあるいは露地物の農産物等に使用された実態の有無について、以上4点についてお伺いをいたします。

次に、その対応策についてお伺いをいたします。一つは、県は果樹生産農家の全戸についての出荷前残留検査を行い、農家1戸当たり1万数千円の検査費用の一部を負担する意向であると聞いておったわけですが、けさの新聞で知事はどうもその意思がないことが新聞に出ておったようでありますけれども、市としての検査費用の一部を負担する考えがあるかどうかお尋ねをしておきたいと思ひます。

二番目に、本市内の農家において使用された事実がないとすれば、風評被害を最小限に食いとめるため、いち早く消費者、消費地に安全性のPRを行い、生産履歴を明確にし、出荷に当たっては農協、市が産地証明を添付すると同時に、安全証明などの対策を講ずるべきと考えますが。

三番目には、不幸にも使用した農家があった場合、使用しない農家も風評被害による収入が激減することが予測されるわけであります。無使用農家が大きな減収となった場合の支援、助成対策についてどのように考えておられるかお尋ねをします。

四番目には、国は食品安全基本法、仮称であります。来年度法制化する準備を行っており、同法案が農畜産物の生産履歴追跡制度を制定する方向であるわけですが、同制度が施行されることを前提とした本市としての取り組み体制を構築すべきと考えますが。

五番目には、本市には観光農業の先進地としての日本一さくらんぼの里、関係者の努力によりこれまでに多くの観光客を誘致し、信頼を得てきた実績があります。今後とも積極的に生産地の情報などを公開する体制を整え、消費者、消費地に適時適切な情報発信をすることが、農業振興ひいては地域振興に結びつくものと考えますが。

以上5点についてお伺いをいたします。

次に、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。耕作放棄地の件については、同僚議員の鈴木議員の方からも質問があったようですが、耕作放棄地の拡大は、程度の差はあれ、どの市町村においても大きな課題であると思います。農産物の価格低迷、農業従事者の高齢化などが背景にあり、耕地条件が不利な中山間地域を中心に放棄地の拡大が一段と進み、歯どめのかからない状況にあることは御承知のとおりであります。

しかし、耕作放棄地の拡大に手をこまねいているだけでなく、農地の再利用を進めるための具体的な対策を図るべきと考えます。まずは、耕作放棄地の実情を把握し、今後どのように生かしていくのか検討されることにより、一律に耕地としてだけの再活用でなく、条件によっては林地化なども含めて検討すべきと考えます。したがって、次の点についてお尋ねいたします。

耕作放棄地の実態が把握されているのかどうか。地域ごとの放棄地の正確な位置や図面、所有者、面積などが整備されているのかどうか。そして、地権者の意思なども含め確認がなされているのかどうか。この3点についてお伺いをします。基本的な調査をもとに地域の実態を明らかにして、耕作放棄地の再生を今後どのように図ろうとしているのか、農業委員会会長にお伺いをいたします。

次に、慈恩寺の歴史資料館建設についてお尋ねをいたします。

慈恩寺については改めて申し上げるまでもないかと存じますが、寒河江市における歴史的・宗教的文化遺産であり、市民の誇りであることは御承知のとおりであります。文化庁、国立奈良博物館など一連の調査の結果、平安後期から鎌倉・南北朝、そして室町時代を通じてすぐれた仏像群や絵画類が明らかにされ、市民はもとより県内外に広く知られ、関心の度は極めて高まっていることも御承知のとおりであります。

これらの文化遺産を現在のままで保存することは、火災、盗難、損傷などが心配されるところであり、留守居役に当たる方々の心を痛めているところがございます。事が起きてからでは遅いことも重々承知のとおりであります。

また、これらの文化財を多くの方々に公開し、学校教育、社会教育、そして生涯教育など文化的向上を図ることが必要であり、さらには多くの文書記録などの貴重な資料が関係者の個人の家庭にも数多く残っているわけであり、さらには慈恩寺より県内外に流出した古文書なども含め、その収集保管を図ることが急務であります。そして、こういった数多くの文書記録は、郷土の歴史研究のために開放されることが望まれていることも事実であります。

これらの要望にこたえ、保存の万全を期すためにも、近代的施設設備による収蔵庫、展示室、研究室などを完備した資料館を建設し、後世に伝えることが現代に生きる我々にとって緊急の責務であると考えますが、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

以上で1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 05 分といたします。

休 憩 午前 1 0 時 5 0 分

再 開 午前 1 1 時 0 5 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地域の特性を生かした農業の振興ということでございます。

自然や環境の価値をより重視するという国民の価値観の多様化に伴いまして、農山村が提供するライフスタイルへの期待が高まっている一方で、耕作放棄地の増加により、多面的機能の発揮に支障が生じるおそれが出ているなど、農山村地域における土地利用に関する問題点が指摘されているところでございます。

こうした中、農林水産省では、農山村地域での農地保全や秩序ある開発を進めるため、有識者懇談会で新たな土地利用制度が検討されてきたところでありますが、このたびその論点整理がまとまり、今後論点整理をたたき台に新法の具体的な検討作業に入る予定のようでございます。御指摘のとおりでございます。

それによりまして、市町村が条例を定めて住民参加による土地利用計画を策定し、土地所有者間で農地等保全協定を締結したり、市町村が農地を農地以外のものとする権利、いわゆる転用権を設定して、農地所有者から権利を買い取るといった契約的手法を導入することによりまして、農地保全を強化する考え方のようでございます。

報道されているところののを見ても、この農林水産省の描く改革というシナリオは、一つにはやはり農地法と農振法による規制というものを撤廃いたしまして、農地に関する縛りを市町村が定める土地利用調整条例に移管するというようなこと、そしてまた市町村は住民参加のもとで土地利用計画を定め、農地の保全区域を指定すると。そしてまた、条例で指定した農地の保全協定を農家が結べば、ほかの農地は農地法による権利移動や転用の規制と農振法の開発行為制限から外され、販売、賃貸、転用などが可能になるというような内容のシナリオのようでございます。

このようなことから、現時点では国においても論点整理の段階であり、今後こうした問題点を整理し新法が整理されると思われませんが、新法整備までにはまだまだ時間を要すると思われま。そのため現在のところは現行の制度でいかざるを得ないと思っております。今後の土地利用計画や農業政策の見直しに当たっては、新法の見通しを踏まえて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、無登録農薬の問題について何点かのお尋ねがございました。お答え申し上げたいと思います。

今回の県内 2 業者の逮捕に端を発した無登録農薬販売事件は、県産農産物の信頼を失墜させる大きな問題であり、まことに遺憾な事件でございます。

事件のその後の経過につきましては、無登録農薬の購入や使用が判明したものは、30 都道府県を超え全国に波及しており、食の安全の問題として消費者の不安を招いております。一方、今回の事件は果樹産地としての本県に大きなダメージを与えるもので、無登録農薬を使用していない大多数の生産者にも大きな影響が及ぶことが心配されます。市なり、あるいは農協なりがとったところの経過についてのお尋ねがございました。

この 7 月 30 日に農薬取締法・毒物及び劇物取締法違反で県内の 2 業者が逮捕されております。市といたしましては、市長と農協組合長の連名で、全農家に文書を配付しております。既に御案内かと思っておりますけれども、その内容は無登録農薬の回収・処分、無登録農薬使用農産物の出荷停止要請、無登録農薬の自主検査実施、農薬の適正使用の呼びかけでございます。そしてまた、8 月 20 日には農協のリンゴ部会、ラ・フランス部会員の残留農薬の出荷前自主検査の開始が行われております。そして、8 月 26 日にはさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部を設置したところでございまして、これは県の総合支庁長そしてまた 1 市 4 町長、そしてさがえ西村山の農協長でございます。

そして、当面の対策といたしましては、無登録農薬残留分析自主検査の実施、確約書、防除履歴日誌の提出、

市場等への情報提供、無登録農薬及び期限切れ農薬の回収、農薬安全使用の啓蒙活動強化、無登録農薬検出農産物の出荷停止、焼却処分の要請等でございます。9月1日に入りますと、農協のリンゴ部会、ラ・フランス部会員以外の農家の無登録農薬の出荷前の自主検査を始めておるわけでございます。

次に、生産量等々についてのお尋ねがありますが、リンゴ栽培農家は412戸で、栽培面積が137ヘクタール、収穫量は1,760トン、粗生産額3億5,000万円となっております。また、ラ・フランスでございますが、栽培生産農家は193戸、栽培面積は43ヘクタール、収穫量は865トンとなっておりますが、粗生産額は統計資料がありません。さくらんぼの栽培農家は1,597戸、栽培面積は411ヘクタール、収穫量は2,090トン、粗生産額は35億2,000万円となっております。

それからのお尋ねは、市内における無登録農薬の使用状況でございますが、県の調査によれば、寒河江市内における購入そして使用は認められておりません。

それから、対応といたしましての検査費用の補助でございますが、市といたしましては補助しない考えでございます。それから、風評被害につきましては議員も御指摘のとおり、適正な農薬を使用している大多数の農家に悪影響を及ぼすことが懸念されるわけでございます。

さがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部では、まずリンゴとラ・フランスは無登録農薬を使用していないという確約書と、防除履歴日誌の提出を出荷者に求め、さらに出荷前検査で無登録農薬を使用していないことが確認された農産物だけを出荷する方針でございます。

それから、リンゴとラ・フランス以外の果実、野菜につきましては、無登録農薬を使用していない確約書と防除履歴日誌の提出を出荷者に求め、提出がない場合は出荷をさせない方針で、さらにJA系統出荷者には出荷時に無作為にサンプリングして、無登録農薬の分析検査を行うこととしております。

それとあわせまして、流通・消費者対策としましては、現在対策本部といたしましては生産者組織と協力しながら、市場や小売店などの流通関係を訪問し、無登録農薬の対策を説明しており、さらにインターネットなどを活用して消費者向けに正確な情報提供に努めておるところでございます。

それから、もし農薬を使用した農家が出た場合、使用していない農家がこうむる減収についてということに対しましては、現実にそのような事態が発生した場合に対応を考えるということになるかと思えます。

そして、トレーサビリティシステムの構築でございます。御案内のようにトレーサビリティシステムというのは、食品がいつどこでどのように生産されたかという生産履歴情報についてでございますが、消費者がいつでも追跡できるというもので、農林水産省がことしの4月に発表した食と農の再生プランの中に、平成15年度からの導入が盛り込まれ、今年度は導入に向けたさまざまな検証が行われているところでございます。

そもそもこのシステムは御案内かと思えますが、BSE問題の反省を踏まえ、消費者に対する正確な情報提供の必要性や、食品事故発生時の速やかな原因究明のために導入が図られるもので、このたびの無登録農薬問題の発生に当たりましても同様の観点から、今後の対策としてこのシステムの導入が必要になってくるのではないかと考えております。

次に、観光農業におけるところの産地情報の提供ということでございますが、今回の問題は、本市農業の特色である観光農業にも影響を及ぼすことが懸念されております。周年観光農業推進協議会の観光部会において、直ちに無登録農薬の事前検査等を行い、安全性をPRしていく体制をとっております。今後、旅行会社などのエージェントや一般向けにも産地情報の提供を図りながら、産地としての信頼を確保していかなければならないと思っておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 農業委員会会長。

〔武田 浩農業委員会会長 登壇〕

武田 浩農業委員会会長 耕作放棄地の対策についてお答え申し上げます。

議員の御質問のとおり、農産物価格の低迷、農業者の高齢化、後継者の減少等により、山間部、平野部を問わず、遊休・耕作放棄農地の増加が目立っております。

こうした耕作放棄地は、隣接農地への悪影響や無断転用のおそれがあることから、平成 11 年度に農業委員会としての実態調査を行っております。この実態調査は、農業委員みずからが地区内の耕作放棄農地を足で調査し、図面化をするとともに、所有者から今後の活用計画について意向調査まで行ったものであります。

これによりますと、件数では 171 件、面積では約 39 ヘクタールを確認することができました。限られた人数と期間の中での調査でございますが、これは 2000 年の農林業センサスの調査における耕作放棄地のある農家数と、耕作放棄地面積の約 3 分の 1 を確認したことになります。同様の調査は平成 4 年度に実施しておりますが、その当時と比較しますと、件数では 3.3 倍、面積では 4.6 倍と、耕作放棄地は急激に増加しております。地区別では、件数、面積ともに白岩地区が約 4 割を占めております。高松、醍醐を含めた西部地区全体では、4 分の 3 の面積を占めて、中山間地の農地荒廃が進行していることがうかがえます。

遊休化した理由については、労力不足が 4 分の 3、耕作不便が約 2 割となっております。所有者が考えている今後の活用方法としましては、現状維持・不耕作が 6 割であり、非常に悲観的な感触を持っていることがうかがえます。また、貸付希望は全体の 2 割にすぎませんでした。農業委員会では、貸付希望農地等については、利用権設定事業を活用しながら、地区の農業委員が鋭意あっせん活動を行ってまいりましたが、耕作放棄地につきましては思うような成果を出し得ていないのが現状であります。

今後、耕作放棄地の解消につきましては、現在検討されている仮称農業振興公社などでの取り組みなど、さまざまな角度から検討していかなければならないと考えておるところであります。現況の厳しい農業情勢の中におきましては、耕作放棄地すべてを農業的活用農地とすることは困難であり、山間地については中山間地域総合整備事業や、中山間地の直接支払制度における地域の農家の頑張りを支援しながらも、環境、景観、林業的な活用も一つの方法ではないかと考えるところあります。

また、平地における耕作放棄地につきましては、隣地農地への影響が大きく、これまで小作料の緊急改定などを行いながら借り手の確保に努力してきたところであります。引き続き集落営農の推進の中で、認定農業者あるいは農協などの関係機関と協力しながら、解消に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 慈恩寺資料館建設についての御質問にお答えいたします。

慈恩寺には国や県指定の建造物を初め、仏像、絵画、古文書などの貴重な文化財が数多くあります。特に、国指定重要文化財が 7 件あり、建造物としては慈恩寺本堂、彫刻が慈恩寺本尊である弥勒尊五仏など 5 件 30 体、さらに県と市の指定文化財を含めると指定件数は 62 件、その数は 159 にもなります。

重要な文化財資料の保護、保存につきましては、市としてもその重要性を十分認識し、これまでも本堂のキャブき屋根のふきかえ、三重の塔の山門の改修、さらには指定文化財の仏像修理などに意を尽くしてきたところです。

慈恩寺資料館の構想につきましては、このような文化財及び貴重な文献等の保存を図ることを第一義に、さらに歴史的調査研究と展示公開を目的とする資料館の建設構想であります。市といたしましては、平成元年には建設検討委員会を設置して、専門部会を設けながら調査検討し、その結果を平成 4 年に仮称慈恩寺資料館建設答申書としてまとめていただいたところです。

答申書の中には、資料館の性格の一つには美術館的要素、二つには歴史資料館的要素、さらに三つには古文書館的要素を含むと位置づけているところです。その後、平成 7 年に市文化財保護委員と慈恩寺関係者による慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、答申項目のうち課題となる幾つかの項目を協議していただいて今日に至っているところです。名称に関する事、立地に関する事、建設基本計画に関する事などの検討を付託しています。

建設準備小委員会では、特に建設基本計画に関する事などが中心に協議されてきたところです。資料館に収納し展示する資料、特に仏像については、文化財として価値のある仏教美術品であると同時に、信仰の対象でもあることから、これらの文化財を慈恩寺から資料館に移し、保全や活用を図る具体的な内容について、寄託や寄贈によるか、慈恩寺一山の合意を得られる最良の方法などについて協議をしております。

また、資料館建設に有益な各種の博物館や資料館を視察して、建設構想参考資料の収集に努めてまいりました。慈恩寺関係の古文書につきましては、資料の目録と所在を明らかにすることで、散逸を防ぐことに力を注いでまいりました。古文書の所在調査で、本山慈恩寺文書調査報告書に 1 万 5,800 余の古文書が収録されております。同時に、慈恩寺の基本古文書である本堂文書や最上院、法蔵院、華蔵院の三ヶ院文書はすべてマイクロフィルムに収録し、資料の保管を図っております。

また、慈恩寺文書の中でも特に貴重な古代、中世の古文書調査につきましては、市史編さん事業として取り組み、慈恩寺はもとより県内外の調査を行い、その成果は寒河江市史慈恩寺中世資料として、写真版と解説版に編集し、平成 9 年に発行しているところであります。

なお、各坊や個人で所有する古文書につきましても、慈恩寺の歴史や文化を解明する貴重な資料ですので、散逸したり廃棄したりしないように呼びかけをしてまいりたいと思っております。古文書は最終的には散逸を防ぎ、火災や盗難から守るためにも、収集して収蔵庫となる資料館に保管することが最善の手だてであると思っております。

このようなことから、慈恩寺資料館の建設につきましては、財源の確保に努め、慈恩寺一山と寒河江市との役割分担を明確にしながら、連携して取り組んでいくことが必要なことと考えております。

市の実施計画では、平成 15 年度に基本計画の策定を盛り込んでおりますので、慈恩寺資料館建設の基本的指針となる答申を踏まえ、さらにはこれまで建設準備小委員会で協議されてきたことを反映させながら、基本計画策定の体制を整え、建設に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 質問の意を酌んでいただき、詳細な御答弁をいただきましたことを感謝します。

早速 2 問に入ります。ここ現在まで 30 年近くにわたってトンネルに入りっ放しの農業状況でございますが、そういった中でこの土地政策の転換が図られるということで、先ほど 1 問でも申し上げたようなことで、魅力ある地域づくりのために地域農業に一つの明かりとなるようなことで、地域の特性を生かした農業の振興を重ねて要請をしておきたいと思えます。

それから、無登録の農薬問題についてであります。御答弁いただいたとおりで、違法な農薬が販売されているという情報があったにもかかわらず、長期に流通をストップしなかったことが、まず一つの問題として取り上げられているわけですし、県産果樹から無登録の農薬の主成分が検出されいながら、確定する検査をしていなかったというのが第 2 点に指摘される点かなと思えます。したがって、現在までの経過を若干たどりながら、2 問を進めさせていただきたいと思えます。

そもそも平成 12 年 11 月に、山形市のスーパーで流通しておった県内産のラ・フランスを県衛生研究所が検査をして、2 月下旬に検出をしているわけでありまして。無登録農薬を検出していながらにして、流通が 10 カ月ほど経過したというような理由もあって、公式な発表をしなかったというようなことから始まって、13 年 8 月、ある農薬販売業者が県の農業技術課を訪れて、無登録農薬が出回っていることを告げておりますし、その際ハングル文字で印刷されたブリクトランの袋を持参したという経過も、山形の昨年 8 月 13 日に報道されております。それで 8 月、県が立ち入り検査をした際、業者の帳簿に無登録農薬が記載されていたのに、県が見落としをしたことがわかったということで朝日新聞に報じられておる、こういった経過を踏まえながら、やはり今年度に入りまして 14 年 6 月に県が県警に通報して、山辺町、それから尾花沢市の業者が 2 名逮捕されるというようなことが、御承知のとおり報道されてきておるわけです。

したがって、この山辺の業者は 93 年からこのダイホルタンを取り扱っており、総取扱量は 5 トンに及ぶということが河北新報で報じられた経過もあります。やはりこういった問題がひた隠しにされたのか、また明確でなかったということで発表されなかったことが、今の大きな問題に波及をしたというようなことが現実にあるわけです。

そういったことの経過を踏まえて、寒河江市としては対策本部を設置されまして、市内としてはそういった使用された事実関係はないという御答弁をいただきまして、本当にありがたいなというふうに思っております。やはりそういう点も含めながらですが、販売の規制はあっても輸入の規制は全くないというのが、この農薬の輸入法規制のようでありまして、やはり新たな規制が早急に必要なのではないか。現在のざる法では、到底対応できないのではないかとこのように思えます。この点について考え方があれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、安全証明は県ではしないような方向も聞いておりますし、また先ほど 1 問でも申し上げたようなことで、当初は私の得た情報としては、県の農林部では検討をしながらこの検査費用を負担していこうという方向が示されておったようでもありますけれども、けさほどの新聞では、知事は負担をしない、農家の自立に期待したい、こういうような見解を出されておるわけでもあります。

先ほどの農薬を取り扱った業者も業者でありますけれども、県にも私は責任の一端はあるように思えます。そのようなことからすれば、もう少しそれぞれの責任と役割がわかりやすく出されてもいいのではないかとこのように思えます。学校給食への影響が極めて心配されるのではないかとこのように思えますし、きのうの地産地消の答弁にもございましたけれども、今後の問題としてどのように対応されるのか、この点もお聞かせいただきたいと思えます。

具体的な対策が最近になって見ると同時に、先ほどの御答弁で、さがえ西村山安全・安心農作物緊急対策

本部等についての役割、そして任務について答弁をいただきました。やはりこの際ここで御提案しておきたいと思うんですが、今後さらにこういった信頼、信用を回復していただくためにも、対策本部としての検査機の購入を検討していただければというふうに思います。

それからもう1点ですが、誓約書を出した以後において、農家が使用したことが判明したという事実関係が東根市であったわけです。したがって、生産者の公表もやむを得ない、こういう見解が出ているようでありませけれども、今後寒河江市自体で生じた場合こういうこともあり得るのかどうか。この点何点かお尋ねをしておきたいと思います。

本件については、やはり消費地はもちろんのこと、生産、流通の各界に大変な影響を及ぼしておりますので、問題の解決は極めて困難であり、さらに長期にわたると思いますが、ぜひひとつ対策本部での十分な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、耕作放棄地の件について御答弁をいただいたわけですが、やはり農業委員会の重要事業の一つとして、農地の流動化、農地の貸借、それから農地の集積を進める上で、本当に基本的な調査をしっかり持って、これからの法の運用に当たっていただきたいなというふうに思います。そういった点から含めまして、会長からの答弁にもありましたとおりで、今後農業振興公社の立ち上げ、支援などにさらに力を入れていかなければならないのではないかというふうに思います。

そこで2点ほどお尋ねをいたしますが、耕作放棄による地目の変更の申請の状況などについてお聞かせいただければと思います。第2点目は、耕作地の現状が田は原野になり、畑が山林の状態になっている事態が極めて多いのではないかと。そうしたときに課税対象は名目課税になるわけですから、田の課税であり畑の課税である、こういうような状況も出るかと思しますので、この辺のことについて改めて会長の、農業委員会としての指導範囲内で、必要と思しますので、会長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

この放棄地の問題等についていろいろな利用内容があるようでございますけれども、先祖から何代と引き継がれた貴重な宝であった農地が放棄される、その断腸の思いと祖先に対する謝意の念を、感謝とそして謝罪の念を合わせて放棄地へ桜1本植栽運動を心の運動として次世代に伝える、樹齢100年の花見ができるような社会をつくってほしいという運動も一つの取り組み方かと思えます。このことについては、市長の御見解もいただいております。

なお、農の精神を今後の教育に生かす、こういうことからして、教育長の考えもあわせてお伺いしておきたいと思えます。

慈恩寺の資料館建設につきましては、やはりいろいろな経過を経ながら協議を重ね、具体的には15年度の実施計画に基づき取り組んでいく考えを明確に示していただきましたので、地域の、そして市民の期待にこたえていただけるものと信じます。

そのようなことで2問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 無登録農薬の輸入の問題でございますが、現在の農薬の販売等を規制する農薬取締法におきましては、輸入した農薬の販売等については規制しておりますけれども、無登録農薬の輸入そのものについては規制されていないようでございまして、こうした点につきましては今後見直しが図られるのではないかと考えております。

先日、農林省の担当が県の方の調査にいらしたということがありまして、そういうこともこの農薬取締法の強化に向けての検討のためなんだということも一つはあるんだというように新聞で報道されておりましたけれども、使用を厳しく制限するための法整備というものが、これからなされるのではなからうかと思っております。

それから、県の安全証明のことでございますが、今回の出荷前の検査で無登録農薬が検出されない場合は、各産地の対応で証明書を発行すべきであるというふうに県は言っておるわけでございまして、県が直接発行するというような考えはないように伺っております。このため、本市におきましては対策本部が分析検査の結果というものを各農家に通知する考えでございまして、それを受けまして生産者が出荷先に対してそれを提出いただくということにならうかと思っております。

それから、検査機能の充実でございますが、これは県で実施しているわけでございますけれども、本部でこれを備えつけ、あるいは実施するということになると、そういう技術的な面で可能かどうか、あるいは人員体制というものになりますとどうなのかということ、いろいろな問題が出てこようかと思っておりますので、検討させていただきます。

それから、もしも検査した後に使用しているということがわかった場合に公表するかどうかということですが、そういうことはないことをまず願うわけでございまして、現段階においてはそういう事態も考えておりませんし、公表のことも考えておりません。

それから、桜の植花というものを市民運動というようなことでございますが、桜をたくさん提供していたださと、御寄附していたださるといふ方もございますので、それらの提供を受けてどこにどのように植えるか、あるいは市民とともにどういう活動の中でするかというようなことを今検討中でございまして、大量の桜の苗木を提供したいという申し出がございまして、十分これから新しい課もできることでございまして、いろいろ意見等も聞きながら、どういう桜の咲いている寒河江市にすると、あるいは桜堤にするか、あるいは桜の山にするか、あるいは桜の公園にするか、いろいろなことに現在思いをめぐらせているところでございまして、もう少し時間をかしていただければなと、このように思っております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 猪倉議員に申し上げます。

農業問題については教育委員長に通告されておりませんので、御遠慮願います。

農業委員会会長。

武田 浩農業委員会会長 それでは非農地の関係をお答え申し上げます。

土地の登記上、田または畑となっている土地が現在原野あるいは山林になっておるという場合は、地目変更登記が必要となる方もいらっしゃると思います。あわせてこの内容とは、やはり今後農地として復元の困難な場所、それからこれは県の通達事項であります、20 年以上のものというように限定されております。もしこの件に手続があれば、地元の農業委員が立ち会いのもとで、現調をしながらこれまでやってきております。こんなことで、これまで過去 3 年間、年間平均で 30 件くらいの非農地証明書を出しております。その 6 割は農業者年金の受給に係る一つの手続のようであります。

それから、農地課税の方は局長の方からお願いしたいと思っております。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

佐藤 清議長 農業委員会事務局長。

真木憲一農業委員会事務局長 課税面の御質問でありますけれども、農地と山林、原野等の評価額の格差については詳細は把握しておりませんので、よろしくお願いします。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 そろそろ時間でありますので、特にこの緊急対策本部の役割、任務に全面的な信頼をする中で早急な対策を実現させて、早急な解決を希望いたし、私の質問は終わります。ありがとうございました。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番、14 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党を代表し、市民の意見や要望に基づいて順次質問いたします。
市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、通告番号 12 番、介護保険の見直しについてお伺いいたします。

高齢者の介護を社会全体で支える制度として 2000 年 4 月に発足した介護保険ですが、40 歳以上のすべての人から保険料を徴収することや、サービスを受ければ利用料を払わなければならないことに不満が集まり、発足当初は 65 歳以上の方の保険料を半年間は徴収せず、その後 1 年間は半額にする措置がとられました。さまざまな問題を抱えながらも 2 年が経過し、3 年ごとに見直すことになっている保険料や介護報酬などの見直し作業が全国一斉に行われております。

寒河江市では 2003 年度からの保険給付の見込み量をどれくらいと見ているのかお伺いいたします。マスコミによれば、介護保険料は値上げの方向と発表されておりますが、どれくらいと見込んでいるのかお伺いいたします。

介護報酬の見直しについて厚生労働省は、事業者の経営で赤字が目立っている訪問介護とケアプラン作成に対する報酬の見直しをしようとしています。訪問介護については、これまでにあった 3 種類のメニューから複合型をなくし、生活支援と身体介護の二つにし、身体介護の報酬を今までより引き下げて、その分生活支援にかさ上げする、そんな案が出されております。

正当な労働の評価をして報酬を引き上げることは当然のことと思いますが、利用者にとっては利用料の引き上げとしてはね返ってきます。介護報酬の引き上げが利用料を引き上げ、結果として利用を手控えることになるのではないかと心配されますが、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、公的責任として取り組むべき諸課題についてお伺いいたします。

一つは、低所得者の介護保険料と利用料に減免制度を設けるべきではないかということです。このことについて、私たち日本共産党市議団は何度となく取り上げてまいりました。ことし 6 月議会においても、伊藤 諭議員が減免制度をつくることについて市長に尋ねておりますが、市長は相変わらず一般的な低所得者は対象にしないことや、介護保険制度そのものが所得段階ごとに負担することになっており、低所得者と所得のある者との差はつけているといった答弁を繰り返すだけで、その考えを変えようとはしていません。

しかし、所得区分第一、第二段階に相当する低所得者の生活実態は、非常に困難な状態になっております。一つは医療費の負担増です。小泉内閣の医療改革は、70 歳以上の高齢者の医療費をことしの 10 月から 1 割負担にすることを決定しました。現在は 1 回 850 円の窓口払いを月 4 回までとなっておりますが、10 月からはこれまでの 3 倍近い負担になる人も出てきます。病気が重ければ重いほど、またいろいろな病気を抱えている人ほど負担は重くなります。

二つ目は、年金の額の引き下げです。政府は来年度の予算編成の中で、公的年金の額の引き下げを打ち出しました。年間 20 万円にも満たない年金が引き下げられても、介護保険料は容赦なく差し引かれます。来年 7 月からは、低所得者の訪問介護の利用料が現在の 3 % から 6 % に引き上げられる見込みです。頼みの綱である年金は引き下げられ、負担増は容赦なく押し寄せてくる、わずかばかりの年金で暮らしている人たちにとって、削れるものは命以外に何もありません。

自治体のやるべき最も大切な仕事は、住民の命と暮らしを守ることです。命さえ奪われかねない極限状態にある人たちを守る義務が自治体にはあると思います。ほかの自治体では、既に実施している低所得者の保険料、

利用料の減免を実施すべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

二つ目として、介護保険制度は介護を必要とする人が、必要なサービスを事業者と直接契約をして買うといった制度のため、利用者の状況が把握しづらくなっています。市は住民の医療や福祉に常に責任を持つ立場から、介護度別の認定者の数、居宅サービスの利用者数、利用実績、施設入居者の状況、待機者の状況、さらに認定者が所得区分では何段階に位置しているのかなどが、情報として常に把握できる状態にしておくべきです。

寒河江市では、県に提出が義務づけられているものしか情報として取り出せないソフトだということを知っています。寒河江市民の介護実態を知る上で、改善を図るべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、公営住宅について伺います。

最近、公営住宅への入居希望者が非常に多くなっています。寒河江市には高田団地、ひがし団地、高屋、西浦、西寒河江に 198 戸の公営住宅がありますが、常に満杯の状態です。市営住宅は入居者が退所した時点で入居者を募集するのですが、高田団地、ひがし団地の募集には希望者が殺到し、大変な倍率になっています。たくさんの応募者の中から、住宅困窮度の高い順番を選び出すのは大変難しく、選考委員会は苦労しているようです。

平成 11 年度からことし 8 月までの 4 年間で約 7 回ほど選考委員会が開かれておりますが、募集戸数に対し 5 倍以上の応募があったのが 4 回あります。中でも平成 13 年 5 月には、募集戸数 3 戸に対し応募者が 35 名と、11.6 倍もの高い倍率となっております。応募者の年齢構成は 20 代から 30 代の若年層が大多数を占めており、次に母子家庭となっているようです。

近年若年層の応募が殺到している理由として、長引く不況の影響が上げられると思います。仕事についている若年層の中にも、不安定雇用、低賃金、長時間労働が常態化しており、夢を持った家庭生活を築こうにも、経済的な理由で実現できない状態にあります。民間アパートを借りるには敷金や礼金、家賃の何カ月分かを契約時に一括して支払わなければなりません。まとまったお金を準備することができない人が多いのです。そのことは低収入の母子家庭にとっても同じです。寒河江市のあすを担う若い層が定着できる住環境の整備、母子家庭や低所得高齢者が安心して住める公営住宅を、ぜひ増設すべきと思います。

このテーマの質問は、昨年 9 月の定例会で松田 孝議員が質問しておりますが、市長の答弁は老朽化した西寒河江、高屋、西浦等の住宅の建てかえは当分考えていない、さらに不足している公営住宅の増設や民間アパートを借りた人への家賃補助も難しいと答弁されております。

あれから 1 年たった現在でも、市営住宅への入居希望者は依然として高い倍率になっています。低家賃で安心して住める住宅を、と願う市民の希望をかなえてやるべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、私学助成制度の充実について、教育委員長にお伺いいたします。

私立高校で学ぶ生徒と公立高校で学ぶ生徒の学費には、大変な格差があることは既に周知のとおりです。県内の高校生の 7 割が公立高校に、約 3 割が私立高校に通っております。

寒河江市内から私立高校に通う生徒の数は、平成 14 年度は 465 人と、同世代の生徒の 3.5 人に 1 人が私立高校で学んでおります。一般に公立高校は学費が安く設備も整っており、父母の多くは公立高校への入学を願っているのですが、100%近い生徒が高校への進学をする現在、公立高校の受け皿は 7 割しかなく、3 割は私立学校への進学をせざるを得ない状態です。

しかし、国や県から出される公立、私立高への補助金の差額は大きく、その分私立高校生の授業料へとはね返ってくるのです。平成 14 年度入学のある私立高校生の授業料と、その他の会費を合計した年額は 55 万 1,370 円、入学時に支払う一時金は 26 万円で、入学初年度は 81 万円を超える費用が必要です。反面、ある県立高校生は授業料とその他の会費を合計した年額は約 20 万 5,000 円です。入学初年度の公立高、私立高の授業料格差は約 4 倍にもなっています。入学一時金を除いた年間教育費の比較でも、この二つの高校の格差は 2.6 倍にもなっています。

平等に学ぶ権利を持ちながら、一方では経済的に大きな負担を負わなければならないのが現状です。私学に子供を通わせている父母や教師が中心となって、授業料への直接補助を要求する運動などが行われた結果、少しずつ改善されてはきておりますが、その格差はまだまだ大きいのです。この間各自治体においても私立高校生への授業料に補助を出す制度がつくられ、寒河江市においても平成5年度よりこの制度を立ち上げました。

当初は市民税非課税世帯に対象が絞られていたために、該当者3名というお粗末な結果でした。しかし、この間共産党市議団は何度も額の引き上げ、枠の拡大を要求してきました。現在では市民税非課税世帯には年額3万円、市民税所得割1万円未満の世帯には2万円と改善されてきました。条件がよくなれば該当者はふえるわけですが、過去3年間の交付状況はどのようになっているかお伺いいたします。

また、この制度を周知させ、できるだけ多くの父母が利用できるようにすべきと思いますし、手続も簡素化し、父母が気軽に申請できるように配慮すべきと思いますが、どのような方法がとられているかお伺いいたします。

最後に、私学助成の補助額の引き上げと枠の拡大について伺います。

最近、私学で学んでいる生徒たちの授業料の滞納や、経済的な理由での退学が全国的にふえていることが、全国私立学校教職員組合連合会の実態調査で明らかにされています。この調査によれば、経済的な理由による滞納、退学は昨年よりふえており、3月末の滞納者は1校当たり5.8人、退学者は1校当たり1.45人となっています。

山形県内においても、私立高校8校の生徒数6,628人のうち、経済的理由による退学は12人、1校当たり1.5人となっています。滞納者数は60名となっており、滞納により進学できない生徒は仮進級に、卒業時の生徒は卒業証書預かりなどの身分になっています。滞納や退学の理由は、親のリストラによる失業や倒産、事業不振や減給など、いずれも経済不況が大きな要因となっており、修学旅行の積立金を学費に回したり、修学旅行をあきらめざるを得ない生徒がいるなど、苦しい家計の状態と生徒たちの無念さが伝わってきます。

このような状況の中、行政としても生徒たちが就学の機会を失うことのないように援助をすべきと思います。補助枠を大幅に拡大し、額の引き上げをして、より多くの生徒たちが該当になるよう改善をすべきと思います。教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、介護保険の見直しについて何点かの質問がございました。

まずは需要推計に対するところの実績についてお答えいたします。

平成 12 年度においては、介護保険開始の年でもあり、施設サービスの達成率は高かったものの、居宅サービスにつきましては訪問介護で 66.8%など、計画を下回る実績になっておりました。しかしながら、制度の普及浸透によりまして、利用実績は確実に増加しております。

平成 13 年度の実績から介護保険の主なサービスの達成率を見ますと、居宅サービスとして実施している訪問介護は 78.8%、通所介護・リハビリは 90.8%、短期入所生活介護・療養介護は 105.5%になっております。また、施設サービスでは、介護老人福祉施設が 91.0%、介護老人保健施設が 81.3%になっておりまして、ほぼ計画に沿った形で推移しているものと考えております。

見直しに当たって利用者等の実態調査のことでございますが、介護保険サービスの需要量の推計及び利用意向等を調査するため、平成 14 年 1 月に介護サービス利用者約 600 名、介護サービス未利用者約 100 名を対象にしまして実態調査をいたしました。

調査内容としましては、介護サービス利用者につきましては、利用実績及び利用意向の調査というのと、サービスを利用している満足度などを把握するための調査の 2 種類を行っております。また、介護サービス未利用者につきましては、今後の利用意向等について調査したところでございます。調査結果につきましては、集計を終え分析を加えて取りまとめ中でございます。調査結果につきましては、今後の計画に反映するように努めてまいりたいと考えております。

次に、第 2 期の介護保険事業計画の中での給付量等の見込みについてでございますが、介護保険は老後の安心をみんなで支える仕組みとして認知され、要介護等認定者の増加とともにサービスの利用者も着実にふえておりますので、第 2 期の介護保険事業計画の中での給付量につきましても、この傾向を反映したものになると考えております。介護保険料につきましては、健康づくり計画検討委員会の意見というものを聞きながら、今後十分に検討させてもらいたいと思っております。

それから、利用料のことでございますが、介護報酬につきましては平成 15 年 4 月、来年 4 月の改定に向けまして、国の社会保障審議会・介護給付費分科会におきまして鋭意検討が進められ、平成 15 年 1 月に諮問・答申がなされることになっておりますので、今後の動向を見守ってまいりたいと思っております。

それから、ホームヘルプサービスの減免措置でございますが、これは介護保険制度が始まる以前からホームヘルプサービスを受けていた低所得者に対する、負担の激変緩和の観点からの特別措置でございます。本来、介護保険制度では、利用料として 10%の自己負担をすることになりますが、これらの低所得者につきましては、平成 12 年度からの 3 年間は 3%にしまして、その後において段階的に引き上げまして、平成 17 年度から 10%にするという経過措置でございます。低所得者の利用者負担額が過大にならないようにするため、施設入所者の食費の負担、高額介護サービス費の支給、社会福祉法人による減免制度もありますので、当面はこのような形で対応してまいりたいと思っております。

それから、公的責任としての取り組むべき諸課題についても御質問がありました。

その中で保険料と利用料の減免につきましてはこれまでも答えてまいりましたが、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいといたしまして創設されたものでございます。また、第 1 号被保険者保険料については、所得に応じて 5 段階に設定されており、負担能力に応じて負担することになっており、この中で必要

な軽減措置が講じられているものと考えております。

減免した額につきましては、被保険者全体で負担することになるわけでありまして、負担の公平の見地からも問題があり、また今後も要介護者が増加し、これに伴い給付費の増大が予想される中で、介護保険制度の健全運営を図ることが極めて重要であり、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。

次に、コンピューターの管理の問題でございます。

要介護認定状況や介護保険の利用状況などの基本的な事項及び保険者として管理すべき事項につきましては、コンピューター管理をしております。そして、県への各種事業報告や独自のデータ収集に活用しておるところでございます。今後ともコンピューターで管理する内容につきましては、事務の効率化と迅速化を図る観点に立ちまして、また経済性というものも考慮しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公営住宅に対する御質問に答弁いたします。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的とする公的施設であり、本市では御案内のように、ひがし団地、高田団地など5カ所、総戸数198戸を設置し、空き住宅に対しましては迅速に入居者募集を行い、昨年度の年間入居率は約97%と効率よく利用いただいているところであります。

平成13年度の入居者選考委員会の選考実績としまして、御指摘もありましたけれども、募集戸数14戸に対して80人の応募数があり、平均倍率約5.7倍でありました。応募者の実態を分析いたしますと、お話しございましたが、3人以上の2世代家族が約6割を占め、離婚等による母子家庭の方が約2割、それから結婚後間もない若夫婦が1割強、そのほか高齢者の単身が1割弱を占めているところでございます。

また、申し込みの多くは、現在入居している民間アパートの家賃が高い、それから家族と同居できないという事由のようでございます。入居希望者が多いことから、低廉で手軽に借りられる市営住宅をふやしてほしい、また市内の民間アパートを市が借り上げて貸し出す方法も考えてはどうかということでございますが、まず公営住宅の新築や建てかえにつきましては将来考えなければなりません、現在御案内のように優先すべき重要事業も多く抱えている中でございまして、財政的に見ましても当面先に送っていかなくてはならないと考えております。

次に、民間が所有しているアパートを借り上げて貸し出しすることについてでございますが、国の制度として、民間事業者が所有している優良な住宅というものを、公営住宅として借り上げし供給する方式がございます。ただし、この場合、公営住宅として供給するためには、設備や規模など一定の条件として、公営住宅等整備基準に合致する必要がございます。例えば、1戸当たりの床面積の規模も一定規模以上のものが求められますし、最近では住宅内が段差のないバリアフリーや、ふる、階段等に手すりがついていることなど、高齢者対応の仕様が必要になっており、この仕様に合致しなければ改良が必要になってまいります。

現在市内の貸し家の空き状況を貸し家組合に聞いてみたところ、市内の貸し家戸数が約930戸で、空き戸数が約35戸程度のようにありますが、これらの住宅が基準に合致するものか、また住宅を所有する建て主が希望するかもありますので、今後調査をしてみる必要があるかと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 私学助成制度の充実についてお答えいたします。

本市では、平成 5 年度に私立高等学校に就学する生徒への学費補助制度を創設して以降、平成 7 年度に対象者の範囲拡大と補助額の引き上げを行い、さらに 9 年度には所得制限を緩和し、補助対象者の拡大を図ってきております。これにより、平成 11 年度は 25 人、12 年度は 39 人、13 年度は 36 人、本年度は 32 人の交付対象者となっております。

なお、各年度の入学者の累計から見た私立高等学校在学者数は、平成 11 年度は 500 人でありましたが、平成 14 年度には 465 人と減少傾向になっております。この私立高校在学者と学費補助対象者の割合は、最近の 3 年間においては毎年おおよそ 7 % の対象生徒数となっております。

次に、この制度の普及についてであります。毎年市報さがえに掲載し P R に努めているほか、各私立学校等へ就学している市内生徒向けに、この補助制度をわかりやすく解説したお知らせを各学校長から配付していただいております。対象者への制度の周知に努めております。また、平成 12 年度からは、申請に必要な証明書類について、独自の様式を作成し申請者の手数料負担の軽減を図るなど、対象者が申請しやすいように改善しているところであります。

さて、補助額の引き上げと適用範囲の拡大についてお答えいたします。この私学の学費に対する補助制度の創設当初は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に年 2 万円を補助する内容でしたが、現在は 3 万円の補助額となっております。平成 7 年度に市民税均等割のみ課税世帯まで対象者を拡大し、その後平成 9 年度の制度改正では、市民税課税世帯の条件をさらに緩和し、市民税課税世帯であってもその所得割額の合計額が 1 万円までの世帯をも補助対象の世帯とし、年 2 万円の補助を行ってきたところであります。

現在、県内の市町村における保護者への私学学費への直接補助実施の状況は、13 市の中では本市を含め 10 市、44 市町村の中では 13 市町が実施している現状にあります。本市のこの学費に対する補助は、その実施の可否状況においても、また補助額においても充実したものになっており、私学に就学させている保護者の学費の負担軽減につながっているものと考えているところであります。

次に、所得制限の緩和に関してであります。ほとんどの実施自治体が生活保護世帯及び市民税非課税世帯までと制限しているところであり、本市のように市民税所得割額があっても補助対象としているところは極めて数少ない状況にあります。このようなことから所得制限のこれ以上の緩和については、今後とも社会経済状況の動向を見守りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1 問にお答えいただきましてありがとうございます。

介護保険の方から 2 問に移りたいと思いますけれども、今回平成 15 年度からの見直しとして保険料の引き上げ、それから利用料の見直しなども行われるわけですが、きのうの山新によりますと、厚生省は 65 歳以上の保険料については、基準額の 1.5 倍を支払う所得基準を年間 250 万円から 200 万円に引き下げる、1.25 倍を支払っている人のうち 59 万人が負担増になるというような記事が出されておりました。

これは介護保険を受ける方がふえるということを見込んで、さらに低所得者の方の負担が多くなるということで、基準額といいますか範囲内ですね、今までは 250 万円未満の世帯が第 4 基準というふうになっていたわけですが、これを 200 万円に引き下げるというようなことが発表されているわけです。

ですから、当然これは値上げになるということなんですけれども、これは低所得者に対する保険料を緩和するためだというふうなことを言われていますけれども、どこの自治体においてもやはりこの保険料の引き上げというものが行われるような感じです。平均で約 11% ぐらい値上げになるのではないかとというようなことが報道されております。

ですから、寒河江市においても今後の検討をしながら、というような市長のお答えがあったわけですが、当然これは見直しとして引き上げになるのではないかと、新聞にも値上げの方向というふうなことで出ておりました。ですから、これが実施されれば、やはり多くの方々が負担増につながるということは事実であります。

ですから、低所得者の方にとってはますます保険料の引き上げ、さらには今まで非課税世帯、第 1 段階の人たちに値する人で、従前から介護保険の始まる前から訪問介護を利用していた方の利用料は、激変緩和ということで 3% に抑えられていたわけですが、これが倍の 6% になるということが言われております。ですから、保険料の引き上げ、さらには利用料の引き上げということで、これは大変な負担になるということだと思います。

市長は、所得段階ごとに課税されているので、低所得者の方に対しても負担能力に合ったような設定になっていることを言われていますけれども、所得がふえるわけではなくて負担割合がどんどんとふえていくということは、こういう人たちの負担がますますふえていくということにはならないのですか。

そういうことで非常にこれは大変な事態だというふうに思うわけです。市長は、依然としてこの保険料、利用料については引き下げる考えはないというふうに言っておられますけれども、国の制度であれば、支払い能力がない人たちにとっても払ってもらおうのだというような考え方なのではないでしょうか。市長の考え方を聞いてみると、そのようにしか私には受け取れないわけです。もっと生活実態を把握して、低所得者の対策を考える必要があるのではないかと私は思います。

ほかの市町村なんかではもう既にこのことをやっているわけです。鶴岡市ではもう去年、平成 13 年 9 月から保険料の引き下げを実施しております。これは保険料が高いというような市民の声がありまして、それではどうということなのかということで市の方で実態調査をしたと、その実態調査に基づいて第 1 段階の保険料を半額にして、第 2 段階の保険料を第 1 段階まで引き下げるというふうな制度をやっているわけです。これはみんなが納める介護保険料の中で減免をしたということですので、国の制度に反しているわけでもないわけです。

さらに、ほかの市や町でも利用料に対しても第 1 段階の利用料を半額に抑えるとか、3% に減額するとか、そういうさまざまな措置をとって、低所得者に負担がかからないように、そして介護保険が利用しやすいようにということで対策をとっているわけです。

そういうことで、市長は依然としてこのままでいくというふうに言っておられますけれども、きのうの新聞によりますと、介護保険制度ができる以前から訪問介護を受けていた人たちに対しては、その中で非課税世帯

の利用料を3%に軽減したものを来年7月から6%にしている。それをこの利用料の方では、もっと段階的に見直しをするということも考えられるのではないかとということがあったわけです。

それから、この保険料にいたしましても、厚生省が保険料の負担がふえるので、低所得者の対策として保険料の、今は5段階になっているわけですが、6段階の設定を積極的に呼びかけたというふうなことがありましたけれども、市長はこの6段階に段階をふやすということについてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

そこでもう一つですけれども、寒河江市でこの所得税非課税の方で3%に軽減になっている方というのは何名いらっしゃるか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、公営住宅についてですけれども、今のところ建てかえも家賃補助というようなことも大変難しいという答弁でありましたけれども、市長が私どもの遠藤聖作議員が質問したときに答弁されていることを振り返ってみますと、低所得者世帯の住宅事情については福祉サイドから見た住宅のあり方、社会情勢の変化による核家族の動向、こういうものを十分見きわめながら対応しなければならないとされているところでございますと答えておられます。

そして、その中で特定優良賃貸住宅による住宅の供給をしてはどうかというような遠藤議員の質問に対して、国や自治体が補助を出して民間に規定の住宅を建てさせて、それを市が借り受けて高齢者や低所得者に家賃の補助を出して貸し出すという方法なんですけれども、この方法について、いろいろ検討したと、このように言っておられます。その当時は、市営住宅に1種、2種のすみ分けがあったために、2種用としてはこれは当てはまらないのだというようなことを言っております。しかし、今1種、2種という区分が取り払われまして、所得によって家賃を払うというふうなことでござりまするので、こういう特定優良賃貸住宅という方法もかなうのではないかとこのように思うわけです。

去年、私たち東京の小金井市というところに視察をしたときに、この制度を利用して高齢者の住宅の貸し付けをしていました。この貸し付け住宅のやり方といいますのは、民間の業者に規定の住宅の建設をしてもらうと、いろいろ基準があるというふうに先ほど市長はおっしゃいましたけれども、その基準にかなった住宅を建ててもらおうと、そのかわり業者には国と自治体が幾らか補助をしてそれを建ててもらおうということです。それを市が借り受けまして、それに高齢者とか低所得者のための貸し出しをする、安い家賃でそれを貸し出すというようなことなんですけれども、20年間ぐらいの建物の所有者との契約を結んで、そういう貸借をしているというふうな状態でした。

ですから、やろうという気持ちがありさえすれば、いろいろな方法が考えられると思うんです。今のテナント方式のような、そういうことも考えられますし、寒河江市には住宅用地がたくさん開発されるわけですが、そういうところに民間の方に規定の建物を建ててもらって、それを市が借り受けて貸し出すというような方法だってあるわけですから、方法としてはいろいろと工夫をすればできるわけです。ですから、そういうことで考えていただけないかというふうに思うんです。

今、本当に若い人たちは、経済的な理由で民間のアパートを借りられないという方が多いわけです。ですから、寒河江市に定住をしてもらうと、若い人たちの活力があふれる寒河江市にしていくためにも、そういう若い人たちへの支援というものも大切なんじゃないかというふうに思います。

それから、私学助成についてですけれども、12年から14年までの受給者の状況を見ますと、39名から32名くらい、大した大きな変化はないわけですが、私学に在学している人の7%くらいしか該当してないわけですね。前にも枠の拡大とか額の引き上げとかということが行われてきたわけですが、拡大をすればやはり利用者は多くなるわけです。13年度の予算では、私学助成の予算は105万円見込まれていたわけですが、14年度の当初予算ではこれが100万円になっていたと。利用者が少ないから予算も少なくしたということなんだと思いますけれども、やはり少ないから予算を減らしてその限度内ではないかと、

やはり該当する人をもっとふやすためにどうすればいいのかと。枠の拡大を、それから額の引き上げをというように前向きに検討していただきたいというふうに思うわけです。

寒河江市の場合は、近隣の市町から見て対象の所得割というものも十分にできているんだと、市民税の所得割課税が1万円以下ということで、大変いい条件になっているんだということをおっしゃいましたけれども、1万円以下という世帯がこの私学に通っている家庭の中でどれくらいあるか、30数名しか該当しないということは、それだけ条件が厳しいからだというふうに思うわけです。今この大変な不況の中で、私学に通わせている家庭というのは大変な苦勞をしているというふうに思います。1カ月平均してみると5万円以上ですね、4万6,000円の月謝に自動車賃がかかります。1カ月6,700円ほどの自動車賃がかかりますから、これを計算すると約5万3,000円近くの出費があるわけですが、この5万3,000円を出せる家庭というのは一体どれくらいの所得があればこれが出せるのかということなんです。

市民税の所得割が1万円という家庭は、本当に課税対象額が40万円以下ぐらいの、そういう生活ぎりぎりの家庭なんじゃないかなというふうに思います。1万円を区切ったというこの基準は何なのか、市民税の所得割課税が1万円だから生活が大変で、2万円になったから生活が楽になったというような、そういう判断はできないのじゃないかというふうに思うんです。これは1万円であろうと2万円であろうと、やはり今の状態では同じような生活状態なんじゃないかなと。ですから、もっと広く適用になるような枠組みをすべきでないかというふうに思うんです。

市民税の所得割というものの基準ではなくて、所得税割というふうなことで見直しをできないかというふうに思うわけです。寒河江市では、高齢者、寝たきり老人を介護している方に介護激励金というものを出していますけれども、この制度ではこの基準が所得税3万円未満というふうな区切りと、3万円以上というふうに二つに分けているわけですが、その程度の基準で考えていけないかということなんです。

それから、この私学に通う子供たちや家庭が大変だということは、学費に対する補助が公私の格差が大きいからこういうふうになっているということで、国や県に対して、もっと助成を拡充させるということが一番解決に向かう根本的なことだろうと思うんですけれども、せめて自治体の中でできることからやっていくべきでないかと思うんです。

山形市なんかでは奨学資金の貸し付け制度をやっております。これは公立に通っている生徒に対しては1万5,000円、私立に通っている子供には2万5,000円と、月額でこれを貸し付けているわけですが、優秀な子供で経済的な理由で高校の就学が困難だというような子供20名に限って、学校長の推薦を受けてこれを教育委員会が選考をして貸し付けるということなんですけれども、月額で支給されるというふうになりますと、非常にこれはありがたい制度だなと思うわけです。こういう制度もぜひ検討していただきたいと思うんです。

それから、ちなみに山形市の私学助成の基準は、市民税の所得割が1万5,000円以下の方に出しているんですけれども、これは3万5,000円出しているんです。そういうことも参考のために申し上げて、もっと私学助成の枠の拡大、額の引き上げを考えていただけないかということで伺いたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 来年度の介護保険料の見直し改定に当たりまして、厚生労働省が考えている新聞記事を私も今見ておるわけですが、これですと低所得者の所得基準というものを現行の年間 250 万円から 200 万円に引き下げるということを明らかにしたようでございます。

そうしますと、保険料を軽減される低所得者がふえることになるのかなと。ですけれども、その減収分というのは高所得者の保険料で補てんするということになるのだらうと思っております。あくまでも被保険者のパイの中での低所得者と高所得者の間の負担の割合の変更というように考えられるわけございまして、これをしますと低所得者にはいかに軽減されるのか、これなどもこれからの問題だらうと思っております。

それから、経過措置ですか、ヘルプサービスを制度発足以前から利用しておったものが何人かというようなお尋ねだったと思いますが、これは 30 名ほどおります。それから、この段階数を現在の 5 段階から 6 段階にどうかというような御提案でございますが、今のところ考えてはおりません。

そしてまた、認定支援から認定介護度というようなことになりまして、これは寒河江市のみならず 1 市 4 町で一体となってやっておりますので、簡単にそういう方向に進むというようなことは考えられないのではないかなと思えます。

それから、公営住宅の関連でございますが、やる企業が考えられるのではないかと、それに対して市が補助を出していろいろ緩和策を講じてはというようなことでございますが、いろいろ低所得者とかあるいは若い者ということになりますと、低額な住宅を望んでくるわけでございますし、あるいはまたお年寄りの方ということになりますと先ほど申し上げたようなバリアフリーとか、いろいろ構造的にも大変な住宅を建てなければならぬということになるわけでございます。そういうことに民間の業者が立ち向かうか、建設しようという気になるかどうかというようなことがまずは非常に問題だらうと思っておりますので、その辺のことも踏まえて勉強させていただきたいと思えます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 繰り返すようですが、学費補助の制限の緩和や拡大については、今後とも社会経済状況の動向を見守りながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、奨学資金制度についての御質問ですが、山形だけでなく幾つかの自治体でも奨学金制度を持っているところがあります。これらは日本育英会と同様に学業成績優秀という要件のもとで奨学生の選定が行われているものであって、学費支出の困難な世帯を広く救済するというふうな目的とはいささか趣を異にするのではないかというふうに思っております。御質問の内容については、寒河江市でどのような制度が一番望ましいのかということについて今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 今の市長の答弁の中で、介護保険料の段階を 6 段階に細分化するというようなことについて、認定がどうのこうのというふうに市長はおっしゃいましたけれども、この保険料については認定は関係ないのじゃないですか。保険料は今のところ 5 段階になっているわけですが、これを 1 段階、2 段階、3 段階あたりまでのところで、もう 1 段階ふやすというようなことはほかの市町村でもやっていることです。こういうことが低所得者にとって大切なことだというふうに思いますので、ぜひこのことは考えていただきたいと思います。

それにしても、この見直しによって保険料が引き上げられる、利用料が高くなるということは事実なわけですから、何回も繰り返すようですが、これは国の制度だから市民の生活がどうなっても、この制度は制度としてやってもらわなければならないというふうな市長の立場というのは、私は本当にもっと実態を見ていただきたいなというふうに思うわけです。

何が何でも取るものは取らなければならないというふうな考えに立てば、これはもう悪代官と同じですよ。払えない者まで払わせるという、そういう考え方じゃないですか。もう少し血の通った制度にして、利用する人が利用しやすいように、そして介護保険というのは利用してもらうためにつくられた制度でありますから、それを本当にみんなが喜んで利用できるような制度にしていくべきだというふうに私は思います。市長の考え方、もう少し改めていただきたいなというふうに希望いたします。

それから、住宅問題ですけれども、これもいろいろな方法があるということを私は申し上げましたので、これも検討していただいて、できるだけ市民の要望にかなうような方法をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、私学助成のことですけれども、教育委員長は社会情勢を見ながらというふうなことをおっしゃいましたけれども、この不況の社会情勢の中で、これからということではもう遅いんじゃないかというふうに思います。こういう状況だから、このような社会情勢だからこそ必要なんだと私は言いたいわけです。

本当に退学をせざるを得ない子供とか、楽しみにしていた修学旅行にも行けなくなったと、こういうふうな子供が出ているんですね。ですから、もっと血の通った、子供たちに勉強する機会がなくなるようなことではなくて、それを応援するような制度をぜひ自治体の中でもつくっていただきたいと、このように思うわけです。

そして、こういう困っている生徒たちが今大勢いるということで、相談の窓口というものを何とかしなければいけないのではないかと、こういう相談窓口というのはこの寒河江市にはあるのでしょうか。もし、まだそういうものがないというふうなことであれば、ぜひつくっていただいて、父母の相談の窓口になっていただきたい。

そして、学校の方でもいろいろ困っているというふうに思うんです。ですから、そういう学校の側から、こういう子供がいるんだけど何とか相談に乗ってもらえないかというふうな横の連絡ができるような状態にしておいて、本当に一生懸命勉強したいという子供の希望をかなえられるような制度にしていきたい。この相談窓口についてもどのようにお考えか伺いたいというふうに思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 先ほどありましたような相談窓口ということですが、教育委員会学校教育課の方に相談していただければ、すぐ対応できるというわけではないかもしれませんが、相談に乗りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 15 番、16 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党・市民連合を代表し、通告番号 15 番、地方自治の根幹にかかわる市町村合併の問題について及び通告番号 16 番、誘致企業対策について質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めたいと思います。

最初に、通告番号 15 番、市町村合併の問題についてであります。

この課題については、先般開催された 6 月定例議会においても同僚議員が質問を行ってまいり、本議会においても昨日の安孫子議員の質問や遠藤議員も質問を通告してまいり。

このように議会における関心は高いのでありますが、市民の関心は至って低いのではないかと感じます。関心が低い要因は、寒河江市民は市町村合併を望んでいないあらわれとも言えます。このような中で、無理に合併を押し進めようとするれば、いたずらに混乱を招くことになるものと思われるので、慎重に対処すべき課題であります。

そもそもこのたびの平成の大合併は、国主導による押しつけ合併推進であり、自治体の統廃合を進めることにより、国の負担を削減することが大きなねらいであることは明らかであります。そうしたねらいを隠し、平成の大合併は地方分権の推進や広域的行政の推進に欠かせないと強調してまいり。

しかし、多くの自治体は合併することによって、地域住民が本当に心豊かに幸せに暮らせる新しいまちになるのかという議論ではなく、合併の最大のメリットを財政再建の切り札としてとらえているのが実態であります。

こうした国主導の合併に反対を表明している自治体はふえてまいり。福島県の矢祭町の町長は、「国の目的は小規模自治体をなくし、国家財政で大きな比重を占める交付金、補助金を削減し、国の財政再建に役立てようとする意図が明確であります」と断定し、国が押しつける市町村合併には賛成できないとし、矢祭町はいかなる市町村とも合併しないことを議会の議決を得て宣言してまいり。

また、新潟県の加茂市長は、「小泉総理の地方財政計画は、均衡ある地方の発展というすばらしい日本の地方財政制度を破壊して、東京都を中心とする裕福な地域を優先し、地方を切り捨て衰退させるものである」と言い切り、「加茂市を含む新潟県中東部 6 市町が合併すれば、中東部へ交付されている交付税総額 199 億円が 100 億円も減らされる。合併しなくても交付税は減らされるだろうが、合併して減らされるよりはましだ。慌てて合併する必要はない」と市の広報紙で全市民に表明してまいり。

一方、県内においても住民アンケートの結果を見ると、合併賛成より合併反対が多かった天童市を初め、合併賛成が反対を上回ったものの半数を超えなかった東根市など、住民の意思は合併に反対という結果に終わってまいり。また、新庄市の市町村合併調査研究会の第一次報告書では、最上地域 8 市町村が合併しても 10 万人にはならない、10 万人に満たない自治体の権限は今と変わらない、地方制度調査会の示すメリットはほとんど該当しないと報告してまいり。

我が西村山地域においても、1 市 4 町が合併しても 10 万人には達しません。最上地域と同じ状況にあると言えます。さきの 6 月議会において市長は、「合併しなければならないという気持ちはこれはみんな持っていると思っているが、温度が上がらないということが実態である」と答弁してまいり。しかし、同じ合併の思いでも、天童、東根方面を向いている河北町や合併に積極的でないとされている大江町など、温度差どころか西村山地域を見れば、ばらばらという状況ではないのでしょうか。

河北町においては、ことしの 4 月から 7 月まで 5 回合併を考えるシリーズを町報に掲載し、7 月には 6 カ所で町民座談会を開催するなどの町民に対する啓蒙を進め、その上に立って合併への意識を問う町民アンケート

を9月中旬に行うとの報道がなされています。西村山地域において一番取り組みが進んでいる河北町のアンケートの結果が注目されます。

しかし、それ以外の町の取り組みについてはほとんど聞こえてきません。本市においても、ようやく7月からシリーズ市町村合併を考えるが市報に掲載された程度であります。法定協議会が設置されてから合併に至るまで最低2年はかかると言われています。したがって、合併を目指す自治体は今年中に法定協議会を設置しようと必死になっているのであります。しかし、先に合併ありきの論議は、住民自治の放棄であり地方自治の破壊であると思います。

きのうの答弁で合併についての市長の考え方が示されました。それによると1市4町の合併が自然だと思いが、1市4町の枠にこだわらず合併に前向きな自治体と論議の場を設定していきたいというものであります。

しかし、先ほども述べたように、河北町は天童、東根の方を見ているし、大江町は合併に消極的と聞いています。1市4町の枠にこだわらないといっても、朝日町とは大江町を飛び越えて合併とはなり得ないと思います。すると残りは西川町に絞られるのではないかと思います。が、西川町との合併を視野に入れているのか、西川町が合併に前向きでない場合、合併しない選択も市長の考えにあるのか、きのうの答弁を踏まえて市長の基本的な考えを伺いたいと思います。

次に、西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会の調査研究の進捗状況についてお伺いします。

この委員会は昨年11月に設置されたものでありますが、今まで何回会議が開催されたのか、どのようなテーマで調査研究されているのか、何も示されていません。そのような密室での進め方でよいのか疑問であります。今まで研究されてきた課題や項目、取りまとめの状況についてお伺いしたいと思います。

次に、市町村合併のメリット・デメリットについてお伺いします。

7月から「シリーズ市町村合併を考える」が市報に掲載されました。しかし、掲載内容は国や県のマニュアルに沿った内容であり、合併により寒河江市がどのように変わるのか示されていません。このような一般論、抽象的な内容では、一般市民は合併をした方がよいのか悪いのか判断しようがありません。もっと寒河江市や西村山地域に合った具体的な数字や事例を挙げ掲載すべきであります。

7月に掲載された合併の背景の第一に、「地方分権の時代では、市町村が自分の責任と能力で行政執行ができるよう、行財政基盤の強化が求められています」とあります。今まで寒河江市は自分の責任と能力で行政執行してきたと思うし、これからもできると思います。あたかも合併をしないと自分の責任と能力で行政執行ができないような書き方は、まさに自治体の苦勞も知らない中央官僚が机上で考えた言葉であって、自分の責任と能力で自信を持って行政執行してきた自治体の広報紙に載せるような文言ではないと思います。

また、行財政基盤の強化についても、合併により強化されるのではなく、国と地方の財源の配分を根本的に見直すことが先決であります。自治体の行財政基盤の強化について、市長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

また、合併の背景の第3に、財政状況の悪化と効率化が掲げられています。合併の背景の本音はまさにここにあるものと思います。国、地方とも厳しい財政状況にあるから合併すべきという理論は本末転倒の論理であって、合併する自治体が多ければ多いほど国の財政負担は少なくて済むが、合併した自治体は歳入総額はふえるが歳出総額もふえ、財政的に大きなメリットはないのであります。

そもそも自治体の財政悪化の最大の原因は、バブル崩壊後の国の景気浮揚政策により、公共事業の押しつけによる借金の強要を行ってきたことによるものです。自治体の財政を心配するのなら、新たな合併特例債を発行するより、公共事業で押しつけた累積債務を国の責任で返済するなどの方策を考えるべきであります。いずれにしても、合併により自治体の財政が豊かになる保証はありません。合併により自治体の財政が好転すると思っておられるのか、市長の見解を伺います。

また、8月のシリーズを見ますと、メリット・デメリットが載せられています。一見公平に記載されているようですが、デメリットには対応策が記載されていて、デメリットは解決できるので合併はよいことづ

くめと受け取られる記載になっています。これでは合併推進のための広報であり、公平さを欠いていますし、市民にメリット・デメリットを考慮してもらうものになっていません。メリットについてもいろいろな考え方やとらえ方があり、自治体の置かれている条件や地理的な条件によっては、必ずしもメリットとは言えない場合もあります。個々の自治体に合わせてメリットかどうか判断すべきであります。

例えば、メリットとして挙げている「より大きな市町村の誕生が地域の存在感やイメージアップにつながります」とあります。本当にそうなのでしょうか。合併することによって、今まで培ってきた寒河江市の存在感やイメージは、むしろ影が薄くなることも考えられます。小さくてもきらりと光る自治体は数多くあります。いずれも自治体が独自に苦労して考え、実践してきた努力の結果であります。こうした自治体の努力を否定するような、大きいことはいいことだという考えについて、市長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

さらに、「公共施設の効率的配置ができます」と述べられていますが、本当にそうなのでしょうか。ことしの4月に香川県の5町が合併して誕生したさぬき市という市があります。この今年度の予算書では、A町にある歴史民俗資料館と同じものを約3億円かけてB町へも建設することになっているそうです。また、合併による庁舎の配置についても、A町には市庁舎、B町には教育委員会の庁舎、C町には水道事業所と、合併前の町の利害を調整する形で配置されたそうです。

効率的配置どころか、住民も大変不便な配置になっているとのことでもあります。バランスを考えず効率的な配置のみを追求すれば、結果的に中心部に集約されて周辺の町は何もなくなってしまうという結果にもなります。いずれにしても、合併の弊害はこうしたところにもあらわれます。公共施設の効率的配置についてどのような見解をお持ちなのか伺います。

一方、デメリット欄について見ますと、中心部と周辺部の格差が生じないのかという意見に対して、周辺部に配慮した市町村建設計画を策定するので心配ないと記載されています。本当に心配ないのでしょうか。8月30日に私たちは仙台市と合併した元泉市の市議会議員の話を聞く機会がありました。それによると、約束された建設計画はほとんど履行されず、それどころか水道料金や下水道料金が2割から5割も値上げされ、抗議をするにしても泉市から選出された議員は圧倒的に少なく、財政が厳しいのだからやむを得ないと押し切られているそうです。

また、「サービスは高い方に負担は低い方に調整されるのが一般的です」とありますが、こうした考えは約束できるのか疑問であります。市民に期待感を持たせ、後で「あれは一般論です」では無責任のそしりを免れません。サービスは高い方に負担は低い方という考えは、本当に約束できるのか伺いたいと思います。

最後に、山形県が示した合併パターンとして図表が載せられています。その図表を見ますと大変重要なことが書かれています。1市4町が合併した場合、歳出決算額の合計額が420億7,000万円に対して、類似団体の歳出合計は340億1,000万円しかありません。80億6,000万円も歳出が少なくなるということです。歳出が少なくなるということは、歳入も少なくなるということです。

類似団体の歳入と比較してみますと、交付税が約73億円、国・県支出金、つまり補助金が約38億円も大幅に少なくなることが予想されます。交付税の減らされる額は、寒河江市の交付税約50億円と西川町の交付税約28億円を合わせた額に匹敵する額であります。このような財政で十分な住民サービスができるのでしょうか。確かに合併しなくても交付税は減らされるかもしれませんが、これほど大幅な削減はあり得ないと思います。

また、国・県支出金約38億円、50%も削減されるということは、公共事業が大幅に削減されるということであり、このようなことで地域の活性化が図られるのでしょうか。財政再建のためと言われていますが、交付税や補助金を減らして喜ぶのは国だけで、地方自治体の財政はますます苦しくなり、インフラ整備もままならない状況が合併により起こることを、我々地方議会に身を置く者の一人として真剣に考えなければなりません。こうした合併後の財政分析、財政運営についてどのようにとらえ対処しているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 16 番、誘致企業対策についてお伺いします。

本市の中央工業団地にあるパックドール株式会社は、1997 年山形市立谷川より本市が誘致した食品容器製造の企業でありましたが、親会社の中国パール販売株式会社とともに、昨年 6 月 28 日、民事再生法の申請を行ったことは御存じのとおりであります。その後、民事再生法による再建が図られるものと思っていたところ、ことしの 2 月 19 日に会社更生法に基づく更生手続が開始されたと聞いて驚きました。更生手続開始決定を受け、簡易食品容器最大手の株式会社エフピコが支援企業となり、同社の社長が事業管財人となったと聞いております。

民事再生法の申請から会社更生法に基づく申請に至った経過について、議会にも説明があつてしかるべきであつたと思いますが、残念ながらありませんでした。そこで改めてお聞きしますが、民事再生法の申請から会社更生法に基づく申請に至った経過について詳しく説明をいただきたいと思います。さらに、会社更生計画はいつころ出される見込みなのかお尋ねします。

次に、株式会社パックドールの現状についてお伺いします。

去る 7 月中旬、パックドールに働く一従業員から大変な電話をいただきました。その内容は、民事再生法の申請をしたときも会社更生法にかわつたときも、従業員の身分や待遇は今までどおりだから心配するなどの説明があつたそうです。それにもかかわらず、7 月末で嘱託職員とパート従業員約 40 名ほどが首を切られるというものでありました。既に派遣職員は契約を解約され、いなくなり、3 交代の生産ラインも夜間の生産が中止されたため、希望退職を募つたり、夜間専門の従業員も昼間勤務に変更され、やめていった従業員もいたとのことでありました。

嘱託職員、パート従業員といつても、常勤の職員であり、採用されるときも年金がもらえる年まで働いてもらうとの約束を前の工場長からもらっていたそうですが、工場長と営業担当の常務は本社に呼び戻され、だれにも抗議や苦情を言えないでいるとの内容でありました。

私は、直ちに担当課である商工観光課に行って状況を説明し、事実確認と、事実であれば 40 名という大変な人数であるので、再就職のあっせんなど対応策についてお願いをしてきました。その後、電話での内容は、事実であり、首を切られる従業員数は 38 名であるとの報告がありましたが、首を切られた方々の対応については、ハローワークとも相談して対応したいとの説明でありました。

企業を誘致したときは、鳴り物入りで P R をしますが、いざ倒産とか経営が思わしくなくなり、従業員が首を切られるような状況が生まれたとき何もしないのでは、無責任だとも言われかねません。いち早く行政は相談の窓口を設置し、対応すべきであると思います。そのためには、少なくとも誘致した企業については営業状況や従業員の状況などを常に把握しておく必要があると思います。

そのようなことも含めて、パックドールの現状について 4 点ほどお尋ねします。

1 点目は、従業員は、かつて 280 名ほどいたと言われていますが、現在の従業員数は何名なのかお尋ねします。

2 点目は、私への電話によれば、夜間の操業はやめているとのことでありましたが、操業状況、営業状況はどのような状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。

3 点目は、8 月以降にもさらに従業員を減らすとのうわさがあるそうです。現時点でそのような動きはなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

最後に、首を切られた 38 名について、再就職等のあっせんなど、その後の対応についてお伺いし、私の第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずお答えします。市町村合併のことです。

今日の地方行政は、地方分権の推進に加え、少子高齢化の伸展、国・地方を通じた財政の厳しさなど、市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化しております。

また、交通、情報通信手段の発達、住民の日常生活圏が拡大している中であって、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、サービス水準の維持や質的向上を図るため、その行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村の合併は必要なものと思っております。

本市の合併を考えた場合、歴史的なつながりや日常生活圏というものを考慮すると、西村山地方ということになるかと思えます。寒河江・西村山郡の各市町については、昭和の大合併により現在の市及び町が誕生したもので、50 年以上たっている今日、市町を取り巻く環境は大きく変化しております。

中でも、西村山圏域の日常生活圏、通勤・通学、買い物、飲食、病院などの医療施設の利用についても、各市町の行政区域を越えて、寒河江市を含めた中での日常生活圏に拡大しているのが実態と思っております。また、県の合併パターンの一つである西村山 1 市 4 町が合併すれば、各市町が持っている歴史や文化、特に出羽三山信仰や最上川舟運の歴史、さくらんぼ、ラ・フランス、花などを活用した西村山を統一したイメージ戦略を構築されるのではないかと考えております。

ただし、合併は、それぞれの市町で地域の実情を踏まえ、十分な論議がなされるべきと思っております。現状の西村山地域における住民はもとより、各市町の議会においても合併の機運が低いのも現実であります。また、首長間においても温度差があることも現実であります。今後、各市町において合併の機運が高まり、合併に前向きな意欲ある町が出てきた場合には、当初から 1 市 4 町にこだわることなく、前向きな自治体と将来の展望を想定したところの論議の場を設定し、合併に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、広域での調査研究のことについて申し上げます。

西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会において現在調査している調査項目としては、財政の状況、行政の効率化、少子高齢化対策、合併のメリット・デメリット、人口動向について調査をいたしております。

現状での取りまとめの状況ということでございますが、現在取りまとめ中でありまして、年内には広域行政事務組合の理事長に調査研究結果を報告する予定といたしておりますので、その後における各方面からの調査結果の求めに対する対応としましては、広域の理事長並びに各市町の首長の考えに沿った形でなされるべきものと思っております。

寒河江市といたしましては、広域として公表された暁には、市民に対して市報の合併を考えるシリーズの中で情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、国と自治体の財源配分の見直し方法というようなこともあるのではないかと、あるいは合併した場合に自治体の財政は好転するのかと、そういう御質問があります。

ことしの 6 月定例会の一般質問の合併に関する中で、7 月から市報で合併についての特集を組みたいと申し上げたところでございます。これまで 7 月 5 日号と 8 月 5 日号の 2 回にわたりシリーズとして掲載してまいりました。今後とも続けてまいりたいと考えております。

第 1 回目に合併の背景として、地方分権の時代では市町村が自分の責任と能力で行政執行ができるよう、行財政基盤の強化が求められているということを掲載いたしました。このことは、国・地方を通じた財政の厳しい中でも、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、サービス水準の維持や質的向上を図るため、行財政基盤の強化が必要であるということでございます。

また、財源配分のことについては、全国市長会でも地方分権の進展に伴う自治体の役割の高まりを視野に入れつつ、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点から、所得税から個人住民税、

消費税から地方消費税への税源移譲など、抜本的な税制改正を早期に進め、都市税源の充実強化を図ること、また法定5税分の地方交付税が著しく不足する状態が続いているため、膨大な地方交付税特別会計の借り入れに加えて、多額の赤字地方債を発行する事態となっているので、地方交付税率の引き上げ等により地方交付税の所要総額を安定的に確保することなどを国に対して要望いたしているところであります。

次に、自治体の財政は合併で好転するのかなというようにございまして。

合併は、国・地方を通ずる厳しい財政状況のもと、市町村が現在の行政サービスの水準を維持していくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より一層の簡素で効率的な行財政運営を実現し、さらには既存の行政区域を越えた広域的なまちづくりを進めていくことが必要であるということでございます。

次に、メリットについてとイメージアップのことについての御質問がありました。

メリットとしましては、西村山圏域で申し上げれば、豊かな自然、歴史、農村文化、農山村風景、くだもの、花、出羽三山信仰、最上川舟運の歴史などがあり、西村山の統一したイメージ戦略が構築できると思っております。さくらんぼ、リンゴ、ラ・フランスなどの、価値が高くブランド力のある農産物の生産と、消費者との交流を図る周年型の観光産業により、活力あるフルーツの里づくりを創造することができるのではないかと思っております。

このように、一般的により大きな市町村の誕生が、地域の存在感と合併前の各市町村が有するイメージ、長所を合体したところの広域的観点から、地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要なプロジェクトの誘致が期待できると思っております。

それから、公共施設についてのお尋ねもありません。

これは合併前にそれぞれの市町村が整備計画を有している場合、合併することによって広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域での類似施設の重複などがなくなるということございまして、現実的には綱引きがあつて難しいのではないかとございまして、合併しようとする場合は、合併特例法第5条の規定によりまして、合併市町村の建設に関する基本的な計画を策定しなければならないことになっております。その中に、公共施設の統合整備に関する事項も含まれておりますので、公共施設の計画についても合併前に地域の住民の十分な意見を反映した計画になるものであると思っております。

それから、サービスは高い方に、負担は低い方というようなことについてのお尋ねもありません。

合併をしようとする市町村は、市町村合併の特例に関する法律により、合併関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者で構成される合併協議会というものを設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画の作成とその他市町村の合併に関する協議が行われ、合併に関する協議の中で住民に対するサービスや負担についても合併後の取り扱いが協議されることとなります。

その協議において特に問題になるのが、負担と給付の関係であると言われております。一般的にサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが多いと言われておりますが、現実にはどうしてもこの原則で調整できない項目が出てくる場合もあると言われております。特に税率等では、合併特例法に規定されている旧市町村単位のまま適用する不均一課税を採用することもあるようであります。

サービスは高い方に、負担は低い方という考えは約束できるのかなという御質問もあつたわけですが、関係市町村間の合併協議会の場で十分協議し決定すべきものであり、それが法律の趣旨であると思っております。

次に、歳入が減るのではないかと、そして期待されるような財政運営ができるのかどうかというような質問でございます。

一般的には、合併すると基準財政需要額が減少するため、地方交付税は減少する可能性が高いと言われております。そこで、合併特例法により、合併年度及びこれに続く10年間について、合併しなかった場合の普通交付税措置を全額補償し、さらにその後の5カ年について激変緩和措置がとられることになっております。

地方交付税については、地方交付税算定の基礎数値や補正係数が合併して初めて確定されるものであるため、合併した場合としない場合の正確な算定は非常に難しく、不可能に近いものと思っております。そこで、西村山広域の研究会では、なるべく正確な数値に近い目安の計算を行っているところでございます。

また、財政的なメリットはどうというようなことではございますが、地方交付税がどうなるかという観点のみで、合併のメリット・デメリットを考えるのではなくて、合併により全体的職員数や公共施設の効率的配置による経費節減などの行財政の効率化、基盤強化、広域的観点からの総合的な地域づくり・まちづくりの展開、それから、各種行政サービスの選択幅の拡大、水準の向上などの大きな効果が得られるものと考えております。

次に、パックドールのことについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

会社更生法申請に至る経過につきましては、本年の3月開催の第1回定例会予算特別委員会でも説明いたしておるところでございますが、パックドール株式会社は、平成13年6月28日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申し立てをし、7月6日、民事再生手続開始の決定を受け、本年1月31日までに再生計画をまとめる予定で民事再生法に基づく再建の手続を進めておりました。

しかし、自主再生を目指すパックドール株式会社と特に金融団との間では、再生の方向性をめぐってその考え方に違いがあり、本年1月24日に株式会社三井住友銀行と日本政策投資銀行が、東京地方裁判所に会社更生手続の申し立てをし、2月19日に会社更生手続開始決定がなされました。

その主な理由は、一つとしては、経営責任を明確にする必要がある。二つには、支援企業なしでの再建は困難であるとの2点にあるということでありました。

なお、事業管財人には簡易食品容器の国内最大メーカーで広島県の株式会社エフピコの小松安弘社長が選任され、現在会社更生法に基づく再建の手続が進められていると聞いております。その会社更生計画でございますが、ことしの9月30日までにこの更生計画案が策定され、提出予定であると聞いているところでございます。

次に、現状等についてのお尋ねがございました。

今申し上げましたように、再建に向けて管財人のもとに会社更生計画を作成中なわけでございます。また、現在の経済情勢は大変厳しく、会社としても求人を手控えている事情など、厳しい社会状況にあると思っております。各企業においては、今までに経験したことのない厳しい状況にあることから、大変な努力を行っているものと思っております。従業員数とか操業状況とか営業状況についての質問があったわけではございますけれども、一企業の営業状況等については、それぞれの企業における経営方針というものがあり、それらの企業の内容は、私がここで答弁するのはいかがなものかと思っております。

雇用につきましては、寒河江市雇用対策本部及び西村山雇用対策協議会を通じ、求人依頼を市内の企業に行ってきたり、またハローワークが行っている訪問による求人開拓など、幅広く機会をとらえ積極的をお願いしている状況でございます。

パックドールの会社更生計画がいち早く決定され、それらの計画に基づいて今後業績が向上されることを期待しているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時 5分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問させていただきたいわけですが、最初に市長の市町村合併に対する基本的考え方、大体きのうの答弁と同じだというふうに受けとめたんですが、ただ気になる答弁として、町に意欲があれば協議に応じていきたいと、こういう言い方というか、これが非常に気にかかるわけですが、私も 1 問で申し上げましたが、意欲がある町、極端に言えば 1 市 1 町だけでも合併をしようと、こういう意欲がある町が果たしてあるのかなと。

合併をするにしても、できれば 1 市 4 町まとまって合併をしたいという意欲のある町はあるのかなと、あるいは 1 市 3 町がまとまってという町があるのかなという感じはするんですが、1 市 1 町だけでの合併を希望する町があるのかどうかというのが私はどうも心配というか、そういうことがあるのかなというふうにちょっと思うわけですし、しかも意欲がある町があれば協議に応じていきたいという言い方は、市長として、寒河江市として積極的な合併と、こういうことでなくて、受け身の合併と、こういうふうに受け取られかねない答弁なのではないかというふうに、私はきのうも思ったわけでありまして、そういうことで意欲のある町がなかった場合は、合併しないことも視野に入れておられるのですかという質問を 1 問でもしたつもりなんです。

それと、広域での調査研究会の取りまとめ状況などについて答弁がありましたけれども、その情報については、とりまとめが済んだ段階で各首長さんと相談して情報を提供していきたい、こういう内容であったというふうに思いますが、果たしてそれでいわゆる 22 カ月、あるいは 2 年も必要だという法定協議会の設立に間に合うのかという疑問もあるわけでありまして。

先ほども申し上げましたけれども、22 カ月かかると。そして、自治省の合併マニュアルによれば、新市町村の建設計画を策定するためには、約 80 の調整しなければならない項目が例示をされているわけですね。そのために 22 カ月が必要なんだという考え方なんです、ところが、実際の今まで合併をした町村あるいは市町村の法定協議会の協議状況なんかを見ますと、多いところで 600 項目にわたる協議を必要としたと、こういうところもあるそうです。

総論では賛成でも具体的な各論に入ると各自治体の利害がぶつかって調整に時間を必要とする、これが現実だと。最短で 22 カ月、こういうことになってくのではないかと思うんですね。御存じのとおり、庄内北部地域合併検討協議会においても、二、三日前の新聞で見ましても、新設か編入かということで入り口でもう空転をするということが報道されていました。こういうことから推しても、西村山の自治体の合併に対する考えの相違というものは、私は大きいものが現時点であると思いますし、意見の一致を見るまでは相当の時間が必要なのではないか、こういうふうに思っているところであります。

そういう時期的な問題、あるいは各市町の思惑の違い、こういうことを冷静に判断をして、最初に合併ありきではなくて、寒河江市や西村山の置かれている状況を分析して、合併をしなくても自立ができる寒河江市、この展望を市民に示していくことも選択肢の一つなのではないかということで、この辺についてお考えがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

メリット・デメリット論については、市長もいろいろ考え方を述べられたように、いろいろな考え方があるというふうに思います。やっぱり市民が一番求めているのは、寒河江市が具体的にどこと合併した場合どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか、これが一番求められているのではないかと思うんですね。そういう意味で、特集号なんかについても市民が知りたい情報、そういうものを編集をして載せていく必要があるのではないかと思います。

一つとしては、広域でやっている調査研究会での調査研究の内容なんかを、その都度掲載をして、こういう

ことで議論をしています、こういうことを載せることなんかも一つの方法であると思いますし、白鷹町の広報紙を今持っていますけれども、橋本町長、御存じのとおり県庁OBの町長でございますけれども、合併特集号のその2、大体6ページ分掲載してあります。この内容を見ますと、本当に町民が合併について知りたいものを特集しているなど、Q & Aという格好で載せてあります。

例えば「新聞などで合併は避けて通れないものとありますが、本当ですか」。これに対して「全国的には自主的に合併を推進している自治体もあれば、福島県矢祭町などのように、合併しない宣言をし、合併しない旨を明確にしている自治体もあります。そういうことで、決して避けて通れないものではありません」。こういうようなこととか、「地方交付税が削減されると聞いていますが、どうなっているのですか」、こういう設問に対して「今後の地方交付税の動向については非常に不透明な状況ですが、地方交付税の持つ機能が失われない限り、白鷹町の運営は可能であると考えられます」。こういう答弁をしていますし、現在の町の財政状況なんかも掲載をしながら、「合併すると財政状況はよくなるのですか」、こういう設問に対して「合併した場合は、合併支援期間15年を経過した姿を考える必要があります。この場合、財政規模が全体的に合併前の50%から60%程度に縮小するため、合併事業に伴う借金の返済比率の増加、人件費の増加などを想定すると、相当に厳しさが増してきます。一方、合併しなかった場合の財政規模は、地方交付税は縮小がある程度予想されるものの、現状で維持され、合併後の規模には至りません」。こういうことで、必ずしも合併すると財政状況はよくなるということではないということを明記してあります。また、「合併した場合はどのような優遇措置があるのですか」という設問に対して、「新たに必要な施設整備などについては、一部に合併推進の補助金が活用できますが、ほとんどは合併特例債と言われる借入金を活用することになります。後年度に元利償還金の7割が地方交付税に算入されるとはいうものの、借金であることは変わりありません」。こういうようなことなどなど、6ページにわたってQ & A並びに合併優遇措置の概要とか新設合併と編入合併の比較とか、市町村合併の手続の概要などを載せてあるようであります。

このように、必ずしも合併はよいことづくめではないのだという、そして将来の白鷹町、寒河江市でいえば寒河江市はどうなるのかと、そのためにどうするのかという市民に判断させる材料、これを提供するのが本当の広報なのではないかと思うんです。私は、白鷹町の広報が100%だとは思いませんけれども、国や県の考え方を丸投げしたような広報ではなくて、やっぱり地域に合った、自分たちで考えた広報でなければならないのではないかと思うんであります。

そういう意味で、先ほど言ったように、今西村山広域行政事務組合で考えている調査研究会での検討事項などを連載をする、そうした方がより具体的に合併の考え方やあり方などが見えるのではないかと、こういうふうに思いますが、その辺についての考え方があれば市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、いろいろあるわけでありましてけれども、サービスは高い方に、負担は低い方に、こういうことが約束できるのかということについて、これはかなり市長も現実をとらえて答弁をしていただいたというふうに思うんですが、やっぱり現実には原則どおりにはできない、これが真実だというふうに思うんですね。だから、余り期待をされるような書き方をすべきではない、こういうふうに私は申し上げたいわけでありまして。どういうふうに違うのか、こういうことなんかもやっぱり市報に載せて、「ああ、こういうふうに違うんだ、だとするとどうなるのかな」と、こういうことで市民が考えられるような内容にすべきなのではないか。必ずしもサービスは高い方に、負担は低い方にはなりませんよと。

介護保険や国保の医療費分なんかはその時々を総額を割り戻して、それぞれ計算をして本年度の負担額を決めるわけですから、そういうことで一概に高くなるとか低くなるとかは言えませんよと、こういうことなんかも含めて掲載をしていく必要があると思います。

そういう税金関係だけではなくて、公共料金についても、上水道や公共下水道あるいは保育料なんかもかなりの違いがあるわけですね。こういうところも具体的に掲載をして、こういう負担を求めなければならない場

合もありますよということを明らかにしていく必要があるのではないかと。

特に保育料なんかは、3歳児未満の1人1カ月の最高額でいえば、大江町は3万5,000円です。寒河江市は5万8,000円です。2万3,000円の差があるんですね。大江町並みに全部3万5,000円にできるんですかと、こういうふうになれば、必ずしもそうは言い切れない。こういうことなんかもありますし、毎日使っている水道料金にしても、今の段階では西川町が一番安い、10立方で2,040円、寒河江市は2,520円、一番高い。20立方で計算すれば西川町が一番安くて、大江町が一番高い、こういうような自治体におけるアンバランス、物すごく料金の格差というものがあります。

そういうことも含めて、やっぱり市民が一番何が知りたいのか、これをとらえてやっぱり明らかにしていく、こういうことが必要なのではないかと。そういう意味での合併を判断する考え、判断する材料を一つ一つ具体的に明らかにしていく必要があると思いますけれども、サービスが多いか少ないかだけではなくて、考える材料、これを与えていくということについて、与えるべきだと私は思うんですけれども、市長の見解もあわせて伺いたいなというふうに思っています。

それから、合併後の財政分析なり自治体の行財政基盤の強化について、全国市長会などでも国の方へ要望しているという答弁がありましたけれども、それはそれで当然だと思うし、そうあるべきだというふうに私も思います。財政基盤が合併によらなければできないのかということなんですね。私はそうではない、全国市長会が要望しているようなことが実現をされれば、税源の移譲や交付税率の引き上げ、こうしたものが実現できれば小さい自治体でも財政基盤が強化をされて、責任を持った行政執行が可能なのではないかと。合併による財政基盤の強化ではなくて、そうした根本的なものを解決することによって自治体の行財政基盤の強化ができるのではないかと。このことを質問しているのでありまして、その辺についても考え方を聞かせたいというふうに思います。

合併後の財政分析と財政運営について、交付税が減額をされるからということだけで判断をすべきでない。職員数の配置の問題とか財政の効率的運営、こういうものもセットで合併後の財政分析や運営は考えるべきだと、こういうことだと思いますけれども、まさにそのとおりだというふうに思いますが、主として、直接的に影響するのは、交付税や補助金、これが大幅に削減されるという事実を申し上げたわけでありまして、このほかにいろいろなものがあるわけです。

例えば、普通会計の累積地方債の合計額なんかをちょっと積算をしても、平成12年度の決算しかありませんので平成12年度の決算額で申し上げれば、寒河江市では213億円の累積地方債があるわけですが、1市4町の合計額を見ますと、本市の約2.7倍、542億円にも上っていると。そして、この累積地方債は年々どこの自治体もふえ続けているわけですね。さらに合併特例債による借金を抱えるということになれば、さらに累積地方債に追い打ちをかけると、こういう状況がつけられるのではないかと。

仮に西村山の1市4町が合併をすれば、合併特例債の起債可能額は425億2,000万円、こういうふうになるわけですね。その7割が、地方交付税に算入されるとしても、交付税に算入されない起債分は127億6,000万円、これが自治体負担、こういうふうになるわけです。もちろん満額起債可能限度額いっぱい借りる必要はないわけでありまして、半分にしても60億円、こういう膨大な一般財源を必要とする特例債なわけです。

そういうことも含めて10年後あるいは15年後に、合併した後の地方財政はどうなるのかということも当然視野に入れて考えているというふうには思いますけれども、そういうことも市民に伝えていくと、こういうことが求められるのではないかと。そういう意味で、今後の財政分析と財政運営についても、10年後あるいは15年後はこうなりますよ、こういう指標、そういうものも示していく必要があるのではないかと私は思います。その辺についての、これは非常に難しいという課題もあると思いますけれども、そうした努力もやっぱりすべきなのではないかと。これらについての見解があればお尋ねをしたいと思います。

うに思います。

それから、パックドールの関係についてでありますけれども、従業員数すら企業の内容については報告できないと、こういうことになるのかどうか。これについて、操業状況や営業状況についてはなかなか把握するのは難しいというふうに思いますし、確かに一企業についての営業状況を述べるというのはいけない、そういう気持ちはわかりますが、現在の従業員数程度は述べても差し支えないのではないかとこのように思いますので、7月末現在というか、8月1日現在でも結構ですし、従業員数は何人なのか、わかれば教えていただきたいと、わからなければわからないでやむを得ないというふうに思います。

それから、私もその後パックドールについては、一体どうなっているのかというふうに注意をしておりました。あるとき、9月に入ってから、パックドールの元従業員の方とお会いする機会を得ました。この方は、「いや、実は私も8月いっぱい首切られたのよ」と、このことで、「日中なんかは50人ぐらいしかいないんじゃないか」と、こういう話なんですね。しかも、倉庫には在庫が山のように積まれていると、こういう話を9月の初旬に聞きました。そういうことで、大変な状況になっているのではないかなあというふうに私は思うんですね。だから、操業状況とか営業状況は別にしても、本当にパックドールが今どういう状況になっているのか、正確に把握をして対応策を真剣に考えていく必要があるのではないかとこのように思っているんです。

7月に首を切られた38名の方については、雇用対策本部やハローワークなどと相談しているので期待をしているという答弁でありましたけれども、ちょうど働き盛りの方々が首を切られているという状況にあるようでもありますので、本当に生活が今のところは保険で何とかしのいでいるという状況があると思うんですが、いずれそれも切れるわけですから、早急な対応をぜひお願いをしながら、現在の本当の現状を本当につかんでいるのかどうか、その辺についてお尋ねをして、第2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併でございますが、きのうから申し上げましたように、取り組もうとしての前向きな団体とにつきましても、やっぱり議論を重ねてやっていこうという気持ちで取り組まなくてはならないだろうと、このように思っております。

寒河江市に対してまして、ほかから見ればどうなんだというようなことを思われるわけでございますから、合併に対してのはっきりしたところの気持ちというものをまずは示しておるわけでございますので、また期間がかかるのではないかなというようなお話もありましたけれども、きのうも答弁申し上げましたけれども、やる気があれば、まとめる気があるならば、これは国が示しているようなモデルだけではないだろうと、このように思っております、これまでも実際に合併したところを見ますと、短期間にまとめ上げておるといふようなところもございますので、その辺は余り期限というようなものにつきましても、ある程度の目安ということで考えていかななくてはならないだろうと、このように思っております。

それから、やっぱり何といいまして、これは前の昭和の大合併から 50 年経過しておるわけでございます、こういう情勢になってきておるところでございますから、それをどのようにしまして、情勢が変化しておりますから、それに対してどう対応していくか、そして住民に対してサービスを落とさないようにして基礎的な自治団体としての、公共団体としての市町のやるべきことというものも、これは考えていかななくてはならないと、このように思っております、サービスを落とさないように、そして新しい自治体に向けて将来の 50 年後あるいは 100 年後を見通したところのまちづくりというものを考えていくのが、やっぱり合併に対する考えだろうと思っております。

そういう意味では、最初に反対ありきというような考え方で、その情報だけで議論されるというようなことも、これもまたいかがなものかなと、このように思っておるわけでございます、いろいろな議論をした中でやっていこうと、このように思います。

現在の市報でございますけれども、やはり一般論的にならざるを得なかったものでございまして、やはりこれは現在広域の方で調査研究というものをやろうとしておるわけでございますから、そしてまた先ほど申し上げましたように、いろいろな項目でそれぞれ微に入り細に入り検討しておるわけでございますから、そういうものが余り出てこないうちに市報に取り上げるというのはいかがなものかなと、こう思っており、市民に合併というものを喚起する、あるいは簡単な情報を提供するというところでやっておるわけでございますので、その点は御理解いただけるのではないのかなと、こう思っております。

また、メリット・デメリットの話がございましたけれども、これはいろいろ同じことを見ましても、これはメリットだと見る人もいるだろうし、あるいはデメリットだと見る人もいるだろうし、相対的なところがあるだろうと思っております、ですから、一面だけを見ないでと、こういうことで、いろいろ広い角度から見る必要があるだろうと、このように思っておるわけでございます。

それから、合併しなくとも財政基盤を強化できるというような方向でできるのではないかなと、こういうような御意見もありましたけれども、今の国での取り組みの状況を見ましても、国庫補助金は減らすとか、あるいは地方交付税の見直しで大幅に減らしていくとか、あるいは税源の移譲と言いつても、三位一体で議論すると、こう言いつても、税源の移譲に対しましては余り進んでいないと、こういう中でございまして、移譲されてもどんな税源が移譲されるのか、あるいはこういう景気が上向きにならない中で、税源収の増というのが図られて、それらを通して地方自治体が地方分権だといいつても自立できるような状態にされるのかどうかということが非常に問題なんです。

ただ、交付税が来ないから、あるいは税源と、声を大きくしましても、成るものも、あるいは成らないものも、成らないものが非常に多かったというのがこれまでもあったわけでございますから、そういうことも踏ま

えまして、どう対応していくかというようなことを考えていかなければならないんだろうとっております。

それから、現在をにらんで、そしてまた将来を見通しての指標というようなものも、これはあくまでもいろいろなデータを駆使して出して、これを市民にアピールする、出していくというのはこれは当然のことだろうとっておりますが、非常に難しいことだろうと思えますけれども、やはりこの辺は現在検討させておるわけでございますから、その辺の情報をよく流してまいらなくてはならないなと、このように思っております。

それから、バックドールの従業員数は、これは担当でも押さえているのではないかなと思ひまして、その数値だけは担当の方から申し上げたいと思ひます。

以上です。

佐藤 清議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 私の方からパックドールの従業員につきましてお答え申し上げます。

7月1日現在の従業員数でございますが、250名というふうにお聞きしております。その後、8月1日につきましては212名、9月現在203名というふうにお聞きしております。

以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 大体市長の考え方はお聞きしましたので、町村合併については、総論賛成、各論は先送りと、こういうことでなくて、市長が答弁されたように、具体的な課題についてはその都度情報提供していきたい、こういうことでありますので、本当に市民が 50 年後、100 年後の寒河江市がどうなるのだろうということを真剣に議論できるような情報を提供されることをお願いをして質問を終わりたいと思います。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 3 時 3 7 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。